

令和8年 第2回 東彼杵町議会定例会会議録

令和8年第2回東彼杵町議会定例会は、令和8年6月10日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	尾上 庄次郎 君	2 番	児玉 隆行 君
3 番	構 浩光 君	4 番	吉永 秀俊 君
5 番	大安 義和 君	6 番	大石 俊郎 君
7 番	口木 俊二 君	8 番	浪瀬 真吾 君

2 欠席議員は次のとおりである。

な し

3 地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡田 伊一郎 君	教 育 長	山口 厚 君
副 町 長	三根 貞彦 君	会 計 管 理 者	工藤 政昭 君
総 務 課 長	高月 淳一郎 君	産 業 振 興 課 長	小林 竹哉 君
兼 選挙管理委員会事務局長		兼 農業委員会事務局長	
税 財 政 課 長	楠本 信宏 君	建 設 課 長	森 英三朗 君
長寿ほけん課長	前平 英利 君	水 道 課 長	山口 三男 君
こども健康課長	氏福 達也 君	教 育 次 長	岡田 半二郎 君
町 民 課 長	山下 勝之 君	給食センター所長	富永 和彦 君
兼 千綿支所長			

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	井上 晃 君	主 任 書 記	梶川 美穂 君
--------	--------	---------	---------

5 議事日程は次のとおりである。

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 一般質問

6 散 会

開 会・開 議（午前 9 時 30 分）

○議長（浪瀬真吾君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は 8 名です。定足数に達しておりますので、これより令和 8 年第 2 回東彼杵町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

これから諸般の報告をします。

はじめに、議長報告ですが、皆さんのお手元に配布しておりますが、1 件記載漏れがございましたのでお知らせをいたします。

5 月 25、26 日の全国正副議長研修会の折、25 日に金子内閣府大臣政務官と、山本農林水産大臣政務官に東彼杵道路の早期着工や、昨今の農業情勢に関わる要望活動を行いましたので記入をお願いします。あとは朗読を省略します。

次に、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定により、例月現金出納検査の結果報告書が提出されておりますが、朗読は省略いたします。

次に、総務厚生常任委員会所管事務調査の報告をお願いします。総務厚生常任委員長、大石俊郎議員。

○総務厚生常任委員長（大石俊郎君）

それでは、委員会調査報告をさせていただきます。

委員会調査報告書。

本委員会において、所管である長寿ほけん課に関する調査を実施したので、会議規則第 76 条の規定により、次のとおり報告します。

記

1 調査事件

介護事業に伴う関連施設の状況について

2 調査年月日

令和 8 年 4 月 28 日

3 調査場所

社会福祉協議会、デイサービスのんの及び特別養護老人ホームもみの木荘

4 調査内容及びその結果

(1) 社会福祉協議会

ア 会長・福田勝洋氏、事務局長・小山田雅子氏、居宅介護支援事業所管理者・山下友浩氏及び通所介護事業所管理者・岩村今日子氏から社協の事業及び現況並びに要望事項等について説明を受けました。

イ 調査結果の特記事項

(ア) 通所介護事業（デイサービス）については、年間利用者数は 8,000 名前後で、収入状況は約 7000 万円を超える程度で推移し、大きな変動は見られませんでした。

- (イ) 居宅介護支援事業（ケアマネジャー）については、令和 6 年度の収入約 1600 万円、件数は過去最高の 1,048 件と増加傾向にありました。
- (ウ) 自然災害等における対応については、事業継続計画の策定、事業継続管理委員会の設置（年 2 回）、総合会館内の合同避難訓練に参加（年 1 回）、机上訓練の実施（年 1 回程度）、災害対策関連の研修参加（随時）など適切に実施されていました。

ウ 施設運営においての問題点（困っている事項）

- (ア) 町内の訪問介護事業において、規模縮小や閉鎖が取り沙汰されていること。
- (イ) ペーパーレス化に伴うコストの負担や複雑な操作性に係る不安。

エ 町当局への要望事項

- (ア) 総合会館経年劣化を考慮した福祉センターの賃借料の見直し（減額）
- (イ) 在宅高齢者等「食」の自立支援事業見直しはコスト削減ではなく、逆にコスト負担増の可能性が高い内容と思われ、食事形態や提供回数の見直しを検討して頂きたい。

(2) デイサービスのんの

ア 管理者・三根圭太氏から、デイサービスのんのの業務概要、大雨警報やその他警報が発令された際の対応、及び施設運営においての問題点や要望事項等について説明を受けました。

イ 調査内容及びその結果

- (ア) 職員数 11 名（一日の従事者数 6～7 名）、利用者数 60 名（一日の受け入れ定員 25 名、平均約 22 名の利用状況）。
- (イ) コロナ禍の令和 2 年～令和 5 年では、利用者数約 50 名、一日平均 3～4 名減という状況とのことでした。
- (ウ) 彼杵川氾濫を想定した避難訓練を年 1 回、火災通報避難訓練を年 2 回（春・秋）実施しているとのことでした。

ウ 施設運営においての問題点（困っている事項）

- (ア) 職員の高齢化と人材確保
- (イ) 物価高騰により、食材費・燃料費（電気・ガス・ガソリン等）・消耗品等値上げに伴う経費の負担増（令和 7 年 1 月料金改正）

エ 町当局への要望

今後さらに高齢化率は進むと考えられ、高齢者の方々が穏やかな生活をしやすい町づくりをお願いしたい。

(3) 特別養護老人ホームもみの木荘

ア 施設長・川崎真氏から、特別養護老人ホームもみの木荘の施設の概要及び施設運営においての問題点や要望事項等について説明を受けました。

イ 調査内容及びその結果

- (ア) 施設は平成 4 年 4 月 1 日に開設され、35 年経過しているとのことでした。
- (イ) 入所者定員は、ホーム 50 床、ショートステイ 20 床の合計 70 床
- (ウ) 人員配置は、施設長、介護支援専門員、生活相談員、介護職員、看護職員、管理栄養士、事務職員合計 37 名体制。生活相談員が不足しているとのことでした。

ウ 施設運営においての問題点（困っている事項）

(ア) 職員の高齢化と人材確保

(イ) 職員の人材確保として、以前は大村市内高校から実習生が来て数名が就職されていたが、今は県外へ就職されているので、外国人の活用を図りたいとのことでした。

エ 町当局への要望

災害時の避難場所を千綿児童体育館にしているが、空調がないために体調不良をおこす方がいる。避難場所環境改善のため、空調設備導入を検討していただきたい。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

以上で、総務厚生常任委員会の報告を終わります。

次に、産業建設文教常任委員会所管事務調査の報告をお願いします。産業建設文教常任委員長、大安義和議員。

○産業建設文教常任委員長（大安義和君）

それでは、報告いたします。

委員会調査報告書。

本委員会において、所管である教育委員会に関する調査を実施したので、会議規則第 76 条の規定により、次のとおり報告します。

記

1 調査事件

(1) 小中一貫教育について

(2) 東彼杵中学校トイレ改修工事について

(3) スクールバス待機所について

2 調査年月日

令和 8 年 4 月 28 日

3 調査場所

教育委員会、東彼杵中学校、スクールバス待機所

4 調査内容及びその結果

(1) 小中一貫教育

ア アンケート調査、パブリックコメントに関して

(ア) アンケートを五つの目的に基づき、小学 4～6 年生と保護者、中学 1～3 年生と保護者、及び教職員に対して調査を実施されていた。

(イ) 教育基本方針（素案）については、内容をよく精査され、現状に基づいた疑問・意見等が寄せられていた。また、文言の修正、追記等の考察があり、今後これらの意見を反映すべく更なる検討を図る。

イ 説明会の実施方法については

令和 8 年 9 月以降に開催を予定。着実な具現化（理念を形にする）へと進めるため「小中一貫教育導入準備委員会」を開催し、地域への説明に係る方法（説明会開催の範囲・会場、町 HP、広報等）や小中一貫校の名称検討を進めていくとのこと。

ウ 今後のスケジュールについて

- (ア) 教育委員会の方針決定を、5月開催の定例教育委員会で協議及び承認予定。
- (イ) 町との調整を、総合教育会議（9月予定）にて協議調整。
- (ウ) 施設分離での実施を、令和9年度より段階的に実施し、令和12年度で全面実施。
- (エ) 施設統合は、複式学級導入など本町の学校教育環境の状況変化を極めた上で、施設一体型への意向を検討するとしており、データの千綿小学校での複式学級化の見通しが令和16年度からが想定されており、その時期を目安に施設一体型一貫校の検討を図る。
- (オ) 行政視察（先進地事例）は、福岡県宗像市における小中一貫教育の取組を視察されていた。

(2) 東彼杵中学校トイレ改修工事

ア 和式トイレから洋式トイレへの変更による弊害については、特に無いとのこと。

イ 生徒、教職員の変化と評価について

- (ア) トイレの洋式化や床を乾式化に改修したことで、衛生性や清掃効率化が高まり、バリアフリー化による安全性の改善、清掃時の水使用量の大幅な節減なども図られ、施設の適切な維持管理に努められていた。
- (イ) 令和7年度の学校評価報告書によれば、「学校は、安全に、安心に気配り、校舎・校庭・教室などの環境整備に努めている。」の項目において生徒、保護者、教職員、学校運営協議会委員による評価が、令和6年度より評価が高くなっていたとのこと。

ウ 女性用トイレの数については、学校長への聞き取りでは現状での不便はないとのことであったが、保護者からは数が少ないのではないかと意見もあっていたとのこと。

(3) スクールバス待機所

ア 運転手のアルコールチェックについては、国土交通省の自動車運送事業の点呼による義務及び道路交通法に基づく安全運転管理者の義務により、スクールバス運行业務委託先に義務付けされており、町職員による抜き打ちチェックは実施していない。

イ 運転手の勤務時間は、登校時6:30～8:00、下校時14:30～19:00（中学校19:30）を基本としているが各学校及び路線等で多少のズレがあるとのこと。また、上記時間帯には、登校時始業前車両点検から下校時車両清掃までの時間を含んでいるとのこと。

ウ 教育委員会への要望

- (ア) 運転者の駐車スペース不足により、止む無く運動場を利用しているが、雨天時に足元が悪く大変苦慮しているため、駐車スペースの確保を望まれている。
- (イ) 登下校時は国道205号が渋滞するため、右折だけでなく左折にも苦慮しているため、駐停車抑制の「赤枠のライン」の設置を、早急にお願いしたい。
- (ウ) 山間部などの夜間走行において、街灯が少ないため前照灯を点けても暗く感じるため、安全のためLEDに交換してもらいたい。
- (エ) スクールバスを安全かつ衛生的に管理するために、駐車場への水道管の延長と水圧のUPを図って欲しい。以上で報告を終わります。

○議長（浪瀬真吾君）

以上で、産業建設文教常任委員会の報告を終わります。

これで、諸般の報告を終わります。

次に、町長の行政報告をお願いします。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

おはようございます。

本日、ここに令和8年第2回東彼杵町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さま方におかれましては、ご健勝にてご出席を賜り、定刻開会いただきまして誠にありがとうございます。

今議会におきまして、条例の一部改正1件、補正予算2件、報告10件をお願いをいたしております。何卒慎重にご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

5月1日に、平田県知事が工業団地予定地の現場視察を行われ、その後、役場応接室におきまして、浪瀬議長同席のもと、懇談を行いました。

知事とされても、県北地区の振興も含め、長崎県のほぼ中央に位置しています東彼杵町に半導体関連の装置系のアンカー企業誘致を是非進めたいとのお話を伺っているところでございます。

私も、佐世保市の相浦工業団地も含め、今回の企業誘致は、県政の浮沈に関わる問題でもあり、是非実現いただきたいとお願いをいたしました。

次に、令和7年国勢調査人口速報集計結果が発表されております。

それによりますと、東彼杵町の人口は7,125人で、令和2年の調査より596人の減となっております。増減率がマイナス7.7%で、県下で11番目となっており、21市町の中ではちょうど中ほどに位置をしているところでございます。

それでは配付をしています資料の中から主なものをご説明いたします。

3月26日、ドラッグストアモリ様と協定書の締結を行いました。

人口が1万人以下の町村への誘致につきましては非常に厳しい状況ではありましたが、企業側の英断で進出の決定をいただいたところでございます。

4月2日、平田知事へ県町村会正副会長で、県政の課題について要望を行いました。

特に、本町に関係いたします高規格道路であります東彼杵道路につきまして、国道205号の渋滞状況を踏まえ、災害時に添え、Wネットワークの必要性を訴え、早期の事業着手について県としてのご支援をお願いしたところでございます。

4月13日、NEXCO西日本の加治九州支社長が本町にお見えになり、現在、長崎自動車道下り線のサービスエリア大村湾パーキングで行っていますそのぎ茶販売リヤカー市の継続をしていただくことになりました。

中でも抹茶アイスラテが人気で、そのぎ茶の知名度向上に大きく寄与しているとのことでございました。

4月29日、昭和100年記念式典が天皇皇后両陛下のご臨席をいただき、日本武道館で挙行され、県町村会正副会長で出席をいたしました。

激動と復興の昭和の時代を顧み、将来に想いを致す機会となるよう挙行するとの高市早苗内閣総理大臣からの挨拶がございました。

5月15日から5月17日、そのぎ茶市が行われ、来場客の総計が約2万5,000人で、多くの方々

に来場いただき、大変感謝をいたしております。

主催していただきました東彼商工会の皆さま方、そしてボランティアとしてご協力いただきました皆さまに重ねて感謝申し上げます。

私は、主に特別町民の方やサポーターの方とお話をさせていただきましたが、皆さんが注目していただいているのが、やはり日本一のそのぎ茶であり、非常に甘くてまろやかな味で美味しいとの感想をお聞きしました。

東京都出身でニューヨーク在住のピアニストの方も初めて来場され、今アメリカでも日本のお茶が大変注目を集めているとのことでした。更なるそのぎ茶の知名度向上に繋げていきたいと考えているところでございます。以上で行政報告を終わります。

○議長（浪瀬真吾君）

以上で、町長の行政報告を終わります。

これから議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（浪瀬真吾君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番、大石俊郎議員、7番、口木俊二議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（浪瀬真吾君）

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月16日までの7日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から6月16日までの7日間に決定しました。

日程第3 一般質問

○議長（浪瀬真吾君）

日程第3、一般質問を行います。

質問時間は執行部の答弁を含めて60分以内。制限時間の2分前には告知ベルを鳴らします。なお、質問、答弁ともに簡潔明解をお願いします。

順番に発言を許します。はじめに、6番、大石俊郎議員の発言を許します。6番、大石俊郎議員。

○6 番（大石俊郎君）

おはようございます。

今回は2件質問させていただきます。

まず1件目、口木田西部線新設工事進捗状況についてでございます。

令和7年3月議会で上程された令和7年度当初予算のうち、口木田西部線新設工事に伴う測量設計業務委託料1720万円は、賛成4反対3にて減額修正（事実上、計画中止）されました。

しかし、令和7年6月議会において口木田踏切改良工事推進協議会4名の方から出された請願書が賛成多数により採択され、事業が復活となりました。

この請願書の採択を受け、町当局は口木田西部線新設工事を推進しておられることと推察しております。この請願書採択から約1年が経過しました。

そこで下記事項について、質問をいたします。

(1) 現時点における事業は、どこまで進んでいるのでしょうか。その進捗状況についてお伺いします。

(2) 現時点までに投入された事業費の合計金額及びその細部事業名と金額についてお伺いします。

(3) 今後の事業内容と事業費についてお伺いします。

2点目の質問です。

東彼杵町消防団後援会費に対する町当局の対応について

現在、8個分団には、それぞれ後援会が設けられております。

今年4月、ある自治会において、消防団後援会組織のあるべき姿について論じられたと聞き及んでおります。

また、数年前には、住民の方に対し「消防団後援会費を納入しないと、お宅が火災に遭っても消防団は消火に来ませんよ」という後援会の方の発言がなされたとのことでした。

私の認識では、町当局は消防団後援会に対して直接的には関与できない立場であると思っております。

しかしながら、現状、各分団（町当局）とその後援会は密接な関係にあるといえます。

私は、後援会そのものを否定するものではないことを、まず申し述べておきます。

そのことを前提にして下記事項について質問をいたします。

(1) 町当局と各消防団後援会との関係はあるのでしょうか。あるとすればどのような関係なのでしょう。

(2) 各消防団後援会費は各地区さまざまですが、その各世帯の負担金額がどのようになっているのか把握しておられますか。把握している、把握していないの1点のみお伺いします。

(3) 各消防団後援会費の中から、一定の金額が各分団に交付されています。

後援会から各分団に交付されている金額はどのようになっているのか把握しておられたら教えてください。以上で、登壇での質問は終わります。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、大石議員の質問に対してお答えをいたします。

1 番目の口木田西部線新設工事進捗状況につきましてでございますが、これは委員会を含め、建設課長がずっと対応しておりますので、建設課長に答えさせます。

次に、2 番目の東彼杵町消防団後援会費に対する町当局の対応についてでございますが、おっしゃるとおり、町としては関知をいたしておりませんので、詳細については総務課長に答弁させますが、(2) の消防団後援会費は各地区様々ですがということではありますが、私の所属してます 7 分団、7 分団は負担額が月に 350 円納めているところでございます、各世帯ですね。それだけはわかりますので、他はちょっと把握しておりませんので、詳細については総務課長にそれぞれ説明させます。以上です。建設課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（森英三朗君）

町長に代わり説明をいたします。

それではですね、大きな 1 番目の口木田西部線新設工事進捗状況についてお答えをいたします。まず、1 点目の現在の進捗状況についてお答えをいたします。

令和 7 年 6 月議会における請願審議の結果、事業継続の方針が決定されたことを受け、同年 9 月議会に提出いたしました一般会計補正予算（第 4 号）において、測量設計業務委託料として 1720 万円を再度計上し議決をいただいたところでございます。

その後、事業予算の確保に伴いまして、令和 7 年 9 月より地元説明会を実施するとともに、同年 3 月に提出後、保留をしておりました JR との計画協議につきましても、11 月から翌年 1 月にかけて協議を進め、2 月から 3 月にかけて実施協議を完了している状況でございます。

更に、令和 8 年 4 月には、踏切設計に関する協定書を JR と締結いたしまして、踏切本体の設計業務を実施中でございます。

これで道路本体の設計につきましては、踏み切りに係る電気・機械設備の設計業務委託及び補償費等の算定を残すのみとなっております、設計計画に関しましてはおおむね完了をしている状況でございます。

次に、2 点目のこれまでの事業費合計額と細部の事業名と金額についてお答えをいたします。

合計金額は現在契約履行中の 2 業務を含めまして 4573 万 3900 円となります。

業務名を発注業務名ごとにお答えをいたします。

西部線（2）測量設計業務委託 1079 万 3200 円、西部線（2）測量詳細設計業務委託 1922 万 4700 円、西部線（2）交差点測量設計業務委託 424 万 6000 円、これは今、履行中でございます。

続きまして、大村線、川棚彼杵間 17 km、222m 付近口木田踏切移設拡幅協定でございます。これが 1147 万円。これは協定中でございます。以上となります。

次に、3 点目の今後の事業内容と事業費についてお答えをいたします。

本事業につきましては、令和 12 年度の完成を目標としております。

今後のスケジュールとしましては、令和 8 年度から 9 年度にかけて、警察との実施段階及び実施協議、JR との最終実施協議、国土交通省との計画実施協議並びに税務署との協議を進め、その後新設工事に着手する予定でございます。

事業内容と概算事業費につきましては、業務委託費として 1400 万、工事費として 2 億 200 万、

用地補償費としまして 1800 万を予定をしております、総事業費は約 2 億 8000 万円を見込んでおります。以上で説明を終わります。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

次に、大きな 2 番目の消防後援会費の件についてお答えをいたします。

まず、1 点目の町と各消防団後援会との関係についてお答えをいたします。

町と消防団後援会との間に組織的、制度的な関係はございません。

後援会はあくまでも地域住民の自主的な任意団体であり、町がその運営に関与することはできない立場でございます。

なお、消防団活動の支援という目的上、消防団員を通じた連絡、行事等での協力など実務上の接点が生じることはあります。

しかしながら、これらはあくまでも消防団活動の円滑化のためのものであります。町が後援会の運営に関与することはございません。

次に、2 点目の後援会費を把握しているかどうかでございますが、先ほど町長が申し上げましたとおり、各分団ごととはそれぞれ所在地についてはわかるわけですが、後援会そのものというのは各地区の自主的な判断により決定されるものであり、町がその金額や徴収方法を把握したり指導したりする立場ではございませんので、答えとしては把握をしておりませんということになります。

そして、最後 3 点目をお願いします。

各後援会から各分団に交付されている金額でございますけれども、こちらも町としては把握をいたしておりません。

後援会費の使途や分団への交付金額は後援会の内部で決定される事項でありますので、町が報告を求める権限もございません。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番、大石俊郎議員。

○6 番（大石俊郎君）

まず、1 点目の口木田西部線新設工事からお尋ねしてまいります。

まず進捗状況についてはですね、建設課長の方から詳細に答えていただきましたのでよくわかりました。

それから、第 2 点目の現在までの投入された金額もそれぞれ合計金額は 4573 万円、約ですね、端数は省略します。あと、その他細部事業名も 4 件それぞれお答えいただきました。ありがとうございました。

次の今後の事業内容についても令和 12 年度完成を目指しているということで、総合計費約 2 億

8000 万円、こういうことでございました。

あと、詳細については 3 件区分のご報告はありました。

あと、これについてですね、ちょっと聞き、細部聞き取れませんでしたので、あと資料として議会終了まで提出していただいたらありがたいなと思います。メモ書きで結構ですので、さっき 3 件ありましたが、1400 万、2200 万、1800 万のこの細部概要だけ教えてください。

それでは、まずですね、資料 1、これは町長と教育長あと議員各位にだけはお配りしておりますので、ちょっと見てください。副町長は町長の方からちょっと見せてもらってください。

この 4 月 25 日ですね、これ土曜日に西日本新聞記事に口木田西部線新設工事の記事が掲載されておりました。記事の内容から質問させていただきます。

で、新聞記事のですね、一番最後の行、線を引っ張っています部分についてお尋ねしたいと思っています。

ここに、町が JR の承諾を得てから早 3 年半が経過、JR 九州広報部、現在の場所から移設、拡幅が将来的な安全確保に資するものとして現在協議を進めているとあります。

先ほど、建設課長からも一部ご紹介ありましたけれども、協議の内容の一番大事な論点はあるのでしょうか。揉めてるようなことあったら、全然揉めていることはないかと JR 九州の交差点の部分ですよ、線路がまたがっている。

その論点は、ここに協議中と書いてあるということはまだ解決していないというふうに私はこの新聞記事から読み取れたのでそういった意味でのご質問であります。お願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

建設課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（森英三朗君）

協議自体につきましては、場所、広報等については大まか JR との協議は終わっている状況でございます。

今協議を進めているものにつきましては、構造であったり踏切の構造であったり、道路の線形というところだけでございまして、協議のほうは順調に進んでおるところでございます。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番、大石俊郎議員。

○6 番（大石俊郎君）

わかりました、順調に進んでという理解をさせていただきました。

では、2 つ目の質問です。

この事業は、JR 九州が独自で行わなければいけない工事の部分がありますよね。例えば町の建設業者に委託できない部分があるかと思います。JR 九州が行う工事の内容と費用の概算、概算ですよ、それはどのようになっているか教えていただけますか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

建設課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（森英三朗君）

JR 九州に受託工事として考えておりますところが、踏切部分を全てと国道との取付けのところにつきましても受託でできないか協議を進めているところでございます。

JR のですね、工事費としましては約 1 億 5000 万程度を考えております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番、大石俊郎議員。

○6 番（大石俊郎君）

わかりました。約 1 億 5000 万円程度を予定をしているというふうに理解いたしました。

この本事業については、口木田地区住民の方々から請願書によって、厚い請願によって復活した事業でございます。

しかしながら、この西日本新聞記事にもありますように、これ、どなたが出されたかよくわからないんですけども、住民、費用と期間に疑問という見出しで大きく掲載されておりました。

で、私もリサーチした結果、町内ほとんどの方々に聞いた、これ限定した、全員じゃないですね、一部の方々に聞いた声の中では、あまり芳しくない不要の声が新聞記事ありましたように、多数寄せられておるのが現状でございます。

でも、しかしながら、私を含め 2 名の議員は費用対効果の観点から一貫して反対してまいりました。でも、でもですよ、5 名の議員の方は賛成に回られたわけですね。町長がいつも言っておられる議会がこれ決めたんですよ、最終的には。

だからもう、町民の反対の嵐は吹こうとも、町長は自信を持ってこの事業に邁進されてください。

私個人としては事業に反対なんですけどね。5 名の議員が賛成しているわけですから、可決した事業でございます。したがって、自信を持ってこの事業推進に邁進していただきたいとお伝えしたいと思います。

次の消防後援会の質問に移らせていただきます。

1 項から 3 項質問あったんですけども、消防団の後援会、町当局と関係はないということです。あったとしても消防団を通じて行うという回答でございました。

それから、消防団後援会費についての金額を把握しているか。

これも町長から 7 分団だけですね、一月 350 円ですか、やってると。これは、あとは把握していないという総務課長の回答でございました。

3 項目の、それから、一定金額が各分団に交付されているという金額はどのようになっているか。

これも直接関与、あれしていることだから把握していないという回答でございます。

私はですね、これ把握してない、私はですね、この件はやっぱり消防団に関することですから、やっぱり把握される必要があるんじゃないかな。強制はできませんよ。

強制はできませんけど、教えていただきたいというスタンスで、やはりご報告をされて町当局と

しても消防団の運営に関することですから、把握されたほうがいいのではないのかなと思っております。検討されてみてください。

で、次に、資料 2、資料 2 を見てください。

これはですね、東彼杵町消防団後援会費、これ法的観点からですよ、法的観点から見た問題点ということで、一番下に書いてありますように、この資料は、インターネットによって私自身が調べまとめあげたものです。この資料を基についてお伺いをしていきます。

まず、全般を読ませていただきますね。

全般、自治会費との抱き合わせ、すなわち強制的徴収一つ、強制的徴収。会則の、消防団後援会の会則の非公表。3 つ目、消防団後援会に対する入退会に対する説明不足、消防団後援会の収支報告の不開示。この 4 点という状態があるとしたら、あるとしたら、いずれも法的なリスク、法的リスク、不適切性が極めて高く、自治体が強く是正、指導助言ですよ、指導助言すべき対象というふうにされておりました。

自治体が介入、助言すべき法的根拠について、根拠と具体的な問題点について、いくつかあったんですけどね。この 3 点のみ、ちょっとお伺いをしてまいりたいと思います。

まず、1 項の自治会費との抱き合わせ、強制的徴収について質問をいたします。

2 つ書いてある①から読ませていただきます。

過去の最高裁判決、これは大阪高裁平成 19 年判決。最高裁は翌年の平成 20 年判決でございました。

で、それによって、自治会費に、自治会費ですよ、それに寄附金、赤い羽根募金、緑の募金とか社会福祉協議会費、諸々です、消防後援会費も含めて、それらを上乗せして一括徴収するその自治会の、自治会の役員会決議は、住民の思想・良心の自由（意思に反して寄附を強制されない自由）、これらを侵害し、無効違法と判決、判断じゃなくて判決されております。出ております。あとで見とってください。

②後援会の加入・出金、お金を出すこと。出金はいくらまでも個人の自由意志が前提であり、自治会費と混同した強制的徴収は認められません。

例えば、自治会費を 1000 円としてその中から消防後援会費 230 円とか、赤い羽根とか緑の募金とか社会福祉協議会、今度は混在して納める、徴収して納めるっちゃうのは認められないということでございます。

このように最高裁は、判例違反、違法ということを指摘してきているわけでございます。

この最高裁の判例、判決に対する町長の今回、今日見られたばかりであれなんですけども、研究されなければいけないところがあるかと思います、弁護士さんとかですね。率直の見解をお聞かせください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まず、自治会費との抱き合わせということで、この強制的徴収ってなってますけど、あくまでもですね、赤い羽根にしても消防団後援にしても任意なんですよ。

蔵本もそうなんですけども、たぶん各地区も入らない方はもう入らない、ですね。納めてない方

もいらっしゃいますから。

だから、私はこの強制収納じゃなくて、あくまでも、例えば、消防は火事とか災害が起きたときにお世話になるということで、任意的に納めるお金。赤い羽根も皆さんと助けをしようということで、強制じゃなくて、いくら自治会費と一緒に来ても納めたくない人を納めなくていい。私はそういう判断をしているところでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番、大石俊郎議員。

○6 番（大石俊郎君）

町長の言われるの、まさにそのとおりなんですけど、実際はですね、そうってないんですよ、自治会の。多くの自治会がですよ。全てとは言いませんよ。

ある自治会によっては個別に消防後援会費とか緑の羽根とか個別にやっているという。

しかし、多くの自治会がですね、納めた自治会費の中から、もう総会決議によって、一人一人の意見、意思を確認することなく、割り当て的に納めてるんですよ。これが実態です。これが駄目なんですよという最高裁の判決なんです。

町長の言ってることと、最高裁の言っていること、ちょっとずれがありますので、あとで研究されてください。

で、ですね、地方財政法、今度は地方財政法第4条の5第1項っちゃうのがございます。

これは何かというと、割当的寄附金等の禁止でございます。

地方公共団体は、住民に対し直接であると、間接であるとを問わず、寄附金を割り当てて強制的に徴収するようなことをしてはならないとあるんです。

だから、あくまでも、あくまでもですよ、一人一人の意思を確認して、緑の募金にしろ、赤いやつにしても、徴収しなければいけないということでございます。

これは、自治会に入っているから、もうそれでよしとするんじゃないということなんですね。

消防後援会という任意団体を設立、任意団体ですが、あくまでも任意団体を設立して、そこへの後援会費として住民から徴収している形ですよ、多くの自治会がですよ、そうでないところもあります。

法的には、消防団本体と別組織とあること、建前はそうになっている。建前はそうってますけど、消防後援会費の一部はですよ、集めた中の一部で、もう大部分なんですけども、消防団の運営費として使われる場合、これは自主的な消防団員を寄附への最高裁が解釈している。最高裁ですよ、私ではありませんからね。

この件もですね、是非、町には顧問弁護士の方はついておられますので、相談されてみてください。

次、2項目の入退会の任意性の説明不足について質問をさせていただきます。

ちょっと読み上げますね、最高裁判例、これはまた別ですよ、「平成17年により、自治会自体がいつでも退会できる任意団体」と定義されています。

自治会が任意である以上、そこからさらに派生する消防後援会、消防後援会も当然強制加入させることはできませんということであって、これも入会手続きもしてない、何もしてないところで消防後援会費を自治会費から納めるということは違憲という判例が出ております。

実際に私自身が、もう消防後援会入会手続きした記憶がありません。他の方は聞いたけれども、消防後援会入会手続きしておられますかって聞いたら、そんな手続きはしたことなかった。これが実態でございます。

こういうことについてあるんですけれども、この件について、最高裁違法とした判例なんですけれども、これについても町長の見解をちょっとお聞かせください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

この消防後援会のほうは、町で把握をしていないのは申し訳なかったんですが、7分団はですね、例えば、新規に転居されてきた方に口頭で消防団後援会に入っていただきますか、会費もこれぐらいという消防団が説明をしていると思います。

私たちもそうですが、さっき大石議員がおっしゃったその地区からまとめて払うというのは寄附金はもう蔵本は全てないんですよ。その都度、個人個人で集めたり支払ったりする、赤い羽根もですね、袋でもらってますけど。

そういう形でございますので、今ちょっと申し訳なかったんですけど、全体のこともですよ、把握はできておりませんので、私のところだけはそういう形で任意でやっております。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

蔵本ですが本当、あるべき姿はそうだと思いますよ。今、町長、蔵本地区はそういう適正な形でやっておられるなど。

そして、消防後援会に入ると口頭でって言うておられる、本当は口頭じゃなくてですね、やはりしっかりした文書を作って、転入される方には消防団の会則とか、そういう理解、こういう趣旨でやっていることをご理解した上で、こうやってやりますよというのを手続きをされたほうが、改善されたほうが、これは自治会の話ですけどね、そういうふうに指導されたほうがいいんじゃないかなと思います。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

その点につきましても、蔵本だけで申し訳ないんですが、郷総会の時に全部消防の後援会費も全部出して監査報告も出して、そして欠席された方には全部班長さんが持って帰って配られていると思うんですよ。

だから、全体的に私も申し訳なく把握はしてないんですが、蔵本は大石議員がおっしゃったように、そういう文書でですね、総会の時に必ず毎年出してます。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

3点目、3項の会則の非公表・収支報告書の不開示ですね、ちょっと読み上げさせていただきます。

2つありますね。

東彼杵町においても、「消防団後援会は、消防団活動運営費の補助などを担う公共性の高い組織として位置付けられています。」このとおりだと思います。

②「住民から広く集めた資金の収支をしない行為、資金の収支をしない行為」は、これ一部あるんですよ、こういうところは。東町はそうです、回覧されてません。1回も私見たことないです。

で、行為は、横領や私的流用など法令違反（刑法上の犯罪）を誘発する温床となるためにですね、これ運営面で完全にアウトとされております。

前回の一部、こういった消防後援会のあれで新聞に多く取りざたされた件がありましたね、何百万も横領をした事例がですね。

そういうことに、温床となりますので、やっぱり資金の収支をしてないところがあったらこれも町としては、ああしろこうしろと言える立場じゃないんですけれども、助言という形でやっていただきたいなと思っている。この件について町長の見解をお聞かせください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今度、分団長会がある時にですよ、こういう意見があったということで、強制できませんけど、ちょっと考えていただきたいということはお話をさせていただきたいと思っております。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

じゃあですね、なかなか総務課長もこれは消防後援会との直接的な関係はないということで、町当局は消防後援会に口を出せないという回答でありましたけれども、私が調べた範囲内においては、町当局がやっぱり関与できること、または助言すべきことが書いてありましたのでこれを紹介しながら質問してまいりたいと思います。

まずですね、東彼杵町、これは担当は総務課なんですね。総務課などは消防後援会に対して、消防後援会に具体的指導、具体的指導ですよ、指導、そして助言、助言を行うことが可能とされております。助言ですよ。

だから、総務省は、消防団のことについて通知とか出してますね。あれも助言であり指導なんですよ。それと同じように可能とされています。たくさんあるんですけど、その中から2点だけ質問させていただきます。

まず1つは、徴収方法の分離です。徴収方法の分離、こういうふうに書いてあります。

自治会に対し、後援会費、寄附は自治会費と完全に切り離し、完全ですよ、完全に切り離し、蔵本みたいに希望者のみから個別徴収すること。個別徴収することを明確にガイドライン等で、ガイドライン等で指導できますとあります。検討されてみてください。

この件について、指導について町長の見解を、今後の対応お聞かせください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これも任意団体でございますので、今度、消防後援会長会というのがまた別に分団長会とあるものですから、そこもですね、そういう形で、どういう形にするか、こういう意見が出たということはお話をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番、大石俊郎議員。

○6 番（大石俊郎君）

次、2 つ目です。2 つ目はですね、先ほど言いましたけど情報公開です。会則、収支報告の義務づけでございます。これも読み上げますね。

町から消防団や後援会に対して、特に後援会ですね、後援会、住民への透明性を確保できない団体とは連携できませんよ。できない。あるいは補助金の交付を取り消す。これは後援会に対して補助金出てませんからね、どうかと思いますけども。

といった姿勢を示して、いずれにしても収支報告書、それから、会則の即時開示、やっぱり会則を示してないっていうのはこれはおかしいと思います。

東町の例をとってみて、ありません、現在の自治会長、前の自治会長、たぶん誰も知らんはずで。これが実態でございます。

収支報告書、会則の即時開示を促す助言、是正が可能ですよと書いてあります。この件についても、町長、お聞きしたいと思えます。町長の見解をお聞かせください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これも先ほど言いましたように、消防後援会長会議ですよ、一応こういう意見があったということで助言っていうか、町のそういう話をさせていただければと思っております。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番、大石俊郎議員。

○6 番（大石俊郎君）

これは東町だけでも、ですね、私聞いたところ、どうされてますって聞いたら、やはり蔵本みたいにやっているとこもある。その他にもありました、きちっとやっているとこ。さすがだな。しかし、東町みたいにもう会則見たことない、消防後援会費の収支報告書、回覧で回ってこないというところは複数ありましたので、やはりこの点についても把握されて、やっぱり指導をされるように、助言指導されるようにしていただきたいと思えます。

次にですね、資料 3 をご覧ください。

資料 3、この集金袋ですね、この集金袋についてちょっと質問していきたいと思えます。

この封筒、黄色い封筒、この黄色い封筒は、各自治会費徴収の封筒だと認識をしているんですけども、この封筒は、町当局が作成しているものですか。いかがですか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これ、町がしているところでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番、大石俊郎議員。

○6 番（大石俊郎君）

ここにですね、この自治会費とは別に、この右、その右側にですね、消防後援会費と印字されてるんですよ、印字。

ということは、消防後援会費について町当局も直接的に関与してるんじゃない、関与してると思われるんですけども、いかがですか。

さっき、後援会費には全く関係してないって言うておられたけど、印字してること自体が関与していることにならないんですか。いかがでしょう。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

この袋はですね、全部の地区に配ってるわけじゃなくて、要望があったところだけに配ってるんですよ。

だから、そういうこの後援会費も載せてほしいということでたぶん載せていると思うんですね。だから、他のところ、ないところもあると思います。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番、大石俊郎議員。

○6 番（大石俊郎君）

一部の地区には、希望のあったところには配布している。ないところ。じゃあ、配布していない地区を教えてください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

ちょっと、今のところ急には答えられないんですが、元々の納税袋って、税金を集める袋。あの流れでここに来たですね。

もう今は全部口座振替と変わりつつございますので、それを廃止して、どうしても地域の集金をしたい袋を欲しいということは、町が関与したということでございますので、ちょっとどのくらいあるか、また調べて、あとで報告します。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番、大石俊郎議員。

○6 番（大石俊郎君）

一部の地区であったとしてもですよ、こうやって町当局が消防後援会費徴収に関わっていることだけは否めないですよ。全部じゃないとしても、希望があったとしても一部関係しているわけですね。

それは、関係してないとは、ちょっと、言うに、説明するのが苦しい説明になるかと思いますが、町長、いかがですか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

要望があったので、あくまでもこの任意ということでここに記載をしてあると思うんですよ。

だから、ここに先ほど言われた、大石議員おっしゃった地区でそのまま月にぼんと納めるのじゃなくて、ここも個人個人ですから、金額を書いて、たぶん、払わない人は払わないという形で自由になると思うんですけど、書いてあったにしても。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番、大石俊郎議員。

○6 番（大石俊郎君）

町長は各地区の要望でやっているものと、こういう回答です。

町当局は各地区の要望で印刷し、その集金袋を要望した地区に配布されているものであったとしても、あったとしても、また消防団の活動が尊い活動であったとしても、あったとしても、資金集めの同意をここに書くと、印字するということ自体がですね、町民に強制することになると、このように最高裁判例が踏み込んでおります。最高裁判例ですよ。これ私の意見じゃないですからね。

で、許されることではないんですよ、一部であったとしても。自治会費と同じ封筒で徴収すること。これは町民が事実、事実上の断れない圧力、断れない圧力を感じる原因になってるということですよ。

その一人一人の想いであったとしても、役場が印字しているんですからね。

これ自治会で手書きで書いてるんだったらいざ知らずですよ、まあ、大きな問題点と言えます。

で、ですよ、この配布しておられる根拠、この印刷は公費を使ってますよね。公費を使って作成してるんですよ。町長のポケットマネーじゃないわけです。ですよ。

この根拠は、作成している根拠は何なんですか、教えていただけますか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは、行政サービスの一環として希望があったところにやったということですね。

そうおっしゃれば、今度区長会もありますので、もうできないということで、私は区長会には申し上げたいと思っております。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番、大石俊郎議員。

○6 番（大石俊郎君）

これ弁護士さんとも相談されてください。

おそらく、こういうことをやるとですね、非常に公的問題として、一部の住民の方を財源でし、払わない人はそれ恩恵ない、全くないっちゃうことですから、それを税の公平負担ということから、非常に問題点があるわけですね。

だから、今町長が言ったように、区長会あたりで今回から、次回からこれ配布しないということを確認にされたほうがよろしいかと思います。

次の質問です。自治会費となる、これ役場で、まず何回も言いますが公費で作成して、区長会を

通じて、区長会、区長を通じて配布しておられますよね、現状。

ということは、これ、区長というのは、区長さんに報酬を与え、我々議員も報酬なんですけども、町当局から雇われた非常勤の公務員ですよね。行政による事実上の強制徴収の加担になると書いてあるんですよ。区長会を通じてこういうことをやるということは、そもそも、そもそも論です。

だから、町民から、さっきも何回も言いますけれども、町民から言わせていただければ、役場公認の集金と受け取らざるを得ないということです、印字されているということは。支払い拒否をしにくい同調圧力を生んでいると言えます。ですね。

任意であるはずの消防後援会費について、役場がですよ、自ら集金袋を作成して配布している、今度は法的根拠、法的根拠があるとすれば教えてください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

先ほど言いましたように、法的根拠はないです。住民サービスの一環としてやっています。

ですから、蔵本だけ申し訳ないんですが、蔵本は全く独自の集金袋でやっているところでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番、大石俊郎議員。

○6 番（大石俊郎君）

蔵本地区はね、健全に行われている地区ですけれども、蔵本地区だけはちょっとあれですけどね、34 地区の一つに過ぎません。だから全般的に掌握されてください。

で、ですね、行政が配ったこの集金袋は引き金となってですよ、各地区の一部に深刻な分断や問題を発生している事実、町長把握しておられますか。いかがでしょう。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

いや把握をしていません。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番、大石俊郎議員。

○6 番（大石俊郎君）

把握しているという回答ですね。

発生している事案、どういう事案かわかったら説明していただけますか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

把握してをいないっていうところで、私はですね。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番、大石俊郎議員。

○6 番（大石俊郎君）

把握してないということですね。

じゃあ、紹介しますね。私の近くにアパートが最近、2棟建っております。そのアパートには26戸世帯の世帯の方が入居している。

その方がですね、やはり消防後援会費、ちょっと適切でないっちゃうことで、アパートを管理してる会社がですね、その1000円のうち、消防後援会費230円分を引いた770円を納めるように、自治会長の承諾を得て、あれはいつからだったかな、今年の当初ぐらいからと記憶してます、もう減額されたそうです。

で、されたんですけども、町長、ちょっとよく聞いてくださいよ、されたら、今度、自治会長が電話でアパート経営の担当者に、「230円引かれて770円しか引かれてませんけどどうなってるんですか、納めてください」っていうやり取りの議論が交わされたとそのアパート経営の担当者から私の方に声が寄せられました。非常にそういう問題点が生起しております。ですね。

こういうのはね、著しい問題点だと思います。うん、こういうことはないようにしていただきたいなと思います。

次の質問に移ります。

で、次、町当局後援会の組織自体、まあ任意団体ですから、本当はですね、任意団体であるんですけども、やはり消防後援会の規則、会則の有無、あるのかないのか。あるのかないのか。

それから、消防団後援会の名簿をがあるのかないのか。

これを、そして、そういったことを把握した上で、集金袋の作成を何部必要なのか、ということで支援しているんですか、どちらでしょう。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

消防後援会はもう先ほど言いましたように、全く町としては把握をしてませんので、そういうことは、自治会は町の管轄でございますけれども、だから先ほど言いましたように、この袋が納税組合があった時のその名残で、どうしても欲しいというところだけやったということがそういう形になってるんですね。

だから、消防後援会費を納めるか、納めないかは、もう各自の自由と、私は先ほどから申し上げていとおりでございますので、よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

あれは昔はね、私も来たとき納税袋ありましたよ。その納税袋と今度の集金袋、目的が違います、はっきり言って。

町長は、名残、名残って言うんですけど、名残を持ってずっとそれを拡大解釈してやることは、良いっちゃうことの町長の回答みたいなんですけど、私は今の町長の回答は到底容認しがたい回答だと思っております。

あのですね、そういったことでなければ、何に使っていいのか把握もしてないんであれば、即刻、封筒の印字の、封筒の印字、消防後援会という印字、それから役場からの配布、私は中止すべきも

のと考えますよ。

自治会、自治会自体で、消防後援会独自で、失礼しました、自治会独自でこの封筒を作成し、配布、集金すべきものと思いますけど。

役場の公費を使って、役場の直接職員じゃないです、区長という方を使って配布してるっていうことは適切でないという見方をされておるんです。その点について町長のお考えをお聞かせください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

私が町長になる前からずっとこの袋がもう出てたもので、ちょっと把握してなかったんですが、確かに大石議員がおっしゃるように、今度区長会もありますので、こういうことを、ちょっとこういう意見が出て、町としては廃止をしたいということを私が報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番、大石俊郎議員。

○6 番（大石俊郎君）

まさに今町長言われたとおり、町長の時からじゃないですよ。前の町長、前の町長、前の、いつからかわかりません。その間ずっと長い、もう昭和時代から続いているこういう伝統というか、慣習というか、そういうことだろうと思います。

その昭和時代から続いている慣習、伝統、良い慣習は伝統は継承しなきゃいけません、しかし、法的に問題点がある伝統とか慣習は、やはり改善すべき立場にあり、そして町当局からやっぱり自治会っちゅうのはあくまでも助言すべき立場でございますから、そういったことで助言指導をするようにやっていただきたいなと思っております。

で、あと 10 分程度なんですけども。

いずれにしても、消防団の活動はですね、尊いものですよ。ね。そのために、住民から、住民からですよ、不透明な方法、不透明な方法、繰り返して言いますよ、集金したり、不透明な使途、不透明な使途、これを許しているということは、ひいては、ひいては消防団の、本当は消防団の不信感にいつちゃいけないんだけど、消防団の方々への不信感になっていくのではないかなという懸念ですよ、懸念を持っております。

そして、そういうことが消防団員のなり手不足ですね、なり手不足にも影響してるのではないのかなと。

ね、やっぱり町民の、住民の理解がなければ、若い人がおったら、「おい、あんたは消防団になって地域のために頑張ってくださいよ」と言えませんよね。こういう不透明な方法、不透明な使途であるあったとしたらですよ。だから、しっかりそれは改善していく必要がある。

お世話になってるからとか、そういう感情論ではなくて、なおさら透明性がなければ、消防団への信頼を失墜させることになると思います。

これまで消防団後援会費の問題点、町当局ができる助言と対応について質問してまいりました。

町長から非常に前向きな回答をいただきまして、非常に期待しているところでございます。

現状の消防団、消防後援会費、赤い羽根募金、緑の募金、それから社会福祉協議会の件はですね、自治会による募金、寄附金の一括徴収は違憲とした最高裁判例が出ておりますので、これを町長はもう1回私が言いましたので、その最高裁判例をですね、係員に命じて引っ張り出させてください。ですね。

私は見ただけでもね、そうとうあります。もうここにあります。全部引っ張り出しました、事例を。もうたくさん事例が出ております。

だから、それを研究されて東彼杵町でできることできないことやられてください。

結論としてはですね、現状の募金、寄附金の集め方、私は、私はですよ、改善することは急務だと思っております。町長もそんな回答でございました。

消防団は地域防災のために不可欠なんですよ、不可欠。

その消防団を支える消防後援会がですよ、その支える消防後援会が違法性のある運営であってはならんとですよ。ならんとです。違法性のない運営に生まれ変わる必要があるんです。

最高裁判例、何回も言いますけど、最高裁判例に基づき、古い慣習から脱却する必要がある、脱却。

で、ここにある自治会の取り組みを紹介します。いくつか出てきたんですけども、これは令和8年度版、今年度版自治会、ガイドブック、これどこが作ってるかっちゅうと、福井市です。

福井市の自治会連合会、自治会連合会、福井市の地域振興課、共同して作成しています。

で、ですね、この中の全部紹介することはできませんけれども、自治会運営基礎編というのがありまして、その中に、自治会運営の注意点っていうのがあります。3項目あるんですけども、その中の1項目だけ紹介します。

神社の社費や寄附金、募金等の徴収についてという項目がございます。

慣例上、慣例上自治会費に神社の社費や募金等を上乗せして徴収している場合がありますが、これらの社費や募金等の支払いは任意であり、強制的に徴収することは違法、違法という判例があります。

そのために、自治会費と同時に集める必要がある場合には、ある場合には、自治会費とそれ以外が明確にわかるように会員に提示をし、了解を得た上で徴収しなければなりません。

こういった自治会ハンドブック令和8年度版、福井市です。これも後で引き出して見られてください。

まだ他にも自治会でですね、自治会の会長に対するハンドブックっちゅうのを作ってるのはまだありました。そういうのを大いに参考にされてください。

いずれにしても、町長はですね、町長は各自治会に対し、最高裁、最高裁判例に基づき、ここがポイントです、助言指導はできるとされているんです。助言指導ですよ。

したがって、したがって、町長の先ほど区長会を通じてやられていって、意気込みを聞きましたので、町長のリーダーシップを是非発揮していただき、最後の町長、何かこれについて質問あったらその町長の決意のほど伺いして、私の質問を終わりたいと思います。以上です。

○町長（岡田伊一郎君）

まず1点目、おっしゃるのはよくわかるんですが、最初から言いましたように、強制じゃないんですね、神社も。もう本当に納めたい人が納める。結構納めない人はもう納めない。後援会費もた

ぶんそうだと思います。

ただ、地区でまとめてやられるというのは私たちがよく把握をしていないところでございますので、これは強制で、強制でと全部付いている判例じゃないですかね。

だから、任意でもうお世話になるからっていうことでやるところはですよ、私はもうそのままそういう形でもいいんじゃないかなと思っております。

ただ、おっしゃるように強制でという言葉が全部付きますので、自治会と一緒になれば納めなくちゃいけないのかなと思うから、そういうのを区長会でもちょっとお話をさせていただいて、あとは自治会でどう判断されるか。東町が東町でどう判断されるかと思っておりますので、そこまで私はお願いをしたいということでございます。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

これで、6 番、大石俊郎議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

暫時休憩（午前 10 時 50 分）

再 開（午前 11 時 00 分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、7 番、口木俊二議員の質問を許します。7 番、口木俊二議員。

○7 番（口木俊二君）

先に通告しました 2 点について質問をさせていただきます。

はじめに、新庁舎建設について質問をしたいと思っております。

令和 4 年と令和 7 年の町政懇談会において、令和 10 年 4 月着工、同 11 年 12 月末竣工、同 12 年 2 月 12 日供用開始と説明をされていますが、現在の進捗状況をお伺いします。

(1) 町政懇談会で説明されているような計画で、今後も進めていかれるのか伺います。

(2) トランプ関税や、中東情勢の悪化で世界的な規模でナフサ由来の材料が軒並み高騰しています。建築資材や食料品なども同じく高騰しております。町長の見解を伺います。

(3) 説明会の中で総工費 17 億 5000 万円以内（彼杵児童体育館解体含む）と言っておられますが、実際に 17 億 5000 万円以内で竣工できるのか、また計画の見直しは考えておられないのか伺います。

(4) 東彼杵町振興懇話会の中では、どのような話のやり取りをされているのか伺います。

(5) 建設の際には、町民の意見を反映するため（仮称）新庁舎整備委員会を設置すると説明されていますが委員会の構成委員はどのようなになっているのか、また現在の進捗状況を伺います。

2 点目は、（仮称）東彼杵町工業団地について

事業計画によると令和 7 年度東彼杵町は基本協定締結、農振農用地除外協議や用地取得支援の計画、令和 8 年度で事業者は都市計画法開発許可申請、造成工事に着手し、令和 9 年度造成完成、分譲開始とスケジュールはなっていますが、現在の進捗状況を伺います。以上、登壇しての質問を終わります。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、口木議員の質問にお答えいたします。

まず、大きな1番目の新庁舎建設についてお答えいたします。

1点目の町政懇談会で説明した計画で進めるのかということでございますが、本年3月6日の全員協議会で説明しました基本設計スケジュールで進めていきます。

まず、募集要項等の公表を令和8年4月1日に既に実施をいたしまして、参加表明を受付期間が令和8年4月24日から令和8年5月13日まで複数社表明されております。

提案書の提出を令和8年8月17日から21日、事業者選定委員会の開催を優先交渉権者の決定公表、これを令和8年10月ぐらいを目途に計画をしています。

仮契約が令和8年11月、本契約、これは議会のほうでお願いをいたしますが、令和8年12月の予定で進めていきます。

工事期間としましては、解体を含んで契約締結、令和11年から3年間、供用開始を令和12年2月の予定をしております。

次に、2点目の物価高騰に対する見解についてお答えいたします。

現在、中東情勢の悪化に伴う世界的な物価高騰は、建築資材やエネルギー価格、食料品などあらゆる産業分野に大きな影響を与えています。

特に、ナフサ由来の化学製品や建設資材の高騰は、地方自治体の事業にも影響をもたらすと考えており、大変危惧をいたしているところでございます。

新庁舎建設に向け公募を行いました。参加表明する事業者からも昨今の中東情勢により、提案書提出時には大きく物価が上昇する可能性があるとの指摘を受けたところでございます。

本事業は、公募型プロポーザル方式により、民間事業者から提案、上限価格の17億5000万円以内で提案を募集し、設計建設を一括発注する設計施工一括発注方式を採用しているところでございます。

これにより、事業者の創意工夫による事業費の縮減や、工期短縮を期待いたしているところでございます。

現時点で参加表明事業者が複数ありますが、8月に正式に提案書が提出されれば、物価高騰の中ではありますが、新庁舎建設が進むものと考えております。

なお、提案書提出日以降の物価上昇には適切に応じる必要があり、町としましては、今後の物価変動を注視して進めることといたしているところでございます。

次に、3点目でございますが、17億5000万円以内で進行できるのか、計画の見直しは考えていないのかについてお答えをいたします。

ご説明いたしましたとおり、本事業が設計施工一括方式を採用し、公募型プロポーザル方式により、民間事業者から提案を募集するものでございます。

事業者は、提案上限価格の枠組みの中で、激しい市況変動等のリスクを踏まえたコスト管理手法を提案いただきます。

現在のところ、参加表明は複数社ございますので、現時点での計画の変更は考えておりません。

次に、4点目の東彼杵町振興懇話会の中ではどのような話をされているかについてお答えをいたします。

町長の諮問機関である東彼杵町振興懇話会に対しては、東彼杵町新庁舎整備に係る基本設計についてとして新庁舎の配置計画や各階の平面計画、導入する機能、その他新庁舎整備に必要な事項について諮問し、協議をしていただきました。

懇話会は、令和6年12月から令和7年5月にかけて全3回開催をされているところでございまして、第1回令和6年12月2日では、新庁舎整備に係るこれまでの経過とこれからのスケジュールについて説明を行っています。

委員から事業費を15.9億円としているが、完成が5年後となっている。昨今の建設費の高騰にどのように対応するのかとの質問に対し、事務局は、実施設計と施工を一括して発注する方式で、事業者の提案により事業費の縮減を図る方式であり、建設業の人手不足に対応するため、あらかじめ実施設計と施工に関わる事業者を抑えることで、安定的に新庁舎建設ができると考えていると説明をいたしております。

第2回、令和7年3月17日では、現時点での新庁舎の基本的な計画について説明を行いました。

委員から足の不自由な方や車椅子利用者に配慮したエレベーターの配置、会議室の充実、災害時の安全性など意見が出されているところでございます。

第3回、令和7年5月22日では、配置計画と平面計画の変更について説明を行いました。

原案に対し、建物の向きを国道沿線に対し、斜めからまっすぐ平行に変更し、中央部分の建物の形状を円弧状から一般的な四角形に変更するとともに、窓口機能と休憩実習スペースを左右反転させ、休憩実習スペースを賑わい空間である商業施設がある道の駅側へ向けるなど、利便性と賑わい創出を考慮した配置計画とするよう意見を受けました。

以上3回の協議を踏まえ、令和7年5月29日、懇話会会長から答申書を受けたところでございます。

最後に、5番目の新庁舎整備委員会の件についてお答えをいたします。

議員ご質問の仮称新庁舎整備委員会につきましては、4点目でお答えいたしました東彼杵町振興懇話会がそれに該当いたします。

東彼杵町振興懇話会の構成員は全部で19名です。

内訳は学識経験者2名、町議会から議長、関係行政機関から、県北振興局1名、金融機関から1名、町内の関係団体から区長会など10団体から各1名、町民の中から4名でした。

なお、会議の中では町政懇談会で挙げられた意見も資料として提出し、協議をいただいているところでございます。

それでは、大きな2番目の東彼杵工業団地の進捗についてお答えをいたします。

まず、提案募集開始後からの経過を説明します。

令和6年8月29日に長崎県において、(仮称)東彼杵町工業団地開発に係る提案の公募が開始され、当時の想定スケジュールでは、令和6年度に基本協定締結、農振除外、農地転用、用地取得、令和7年度には都市計画法開発許可、造成工事着工、令和8年度に造成工事完成、分譲開始となっていました。

その後、募集期間が延長されたことで、想定スケジュールが1年後ろ倒しとなり、令和7年度に

基本協定締結、農振除外、農振転用、農地取得、令和 8 年度都市計画法開発許可、造成工事着手、令和 9 年度造成工事完成、分譲開始という想定スケジュールとなっているところでございます。

本公募には、大和ハウス工業株式会社 1 社が応募され、県選定委員会の審査の結果、令和 7 年 6 月に優先交渉事業者として同社を決定、同月中に長崎県、東彼杵町、大和ハウス工業株式会社 3 社による基本協定の締結に向けた協議を開始をいたしました。

なお、想定スケジュールについては、県庁において、事業者公募に当たり、想定した最短のスケジュールであり、事業実施に向けた開発スケジュールは三者協議にて決定することになっております。

なお、5 月 1 日に平田長崎県知事が現地視察、来庁され、本町での工業団地建設推進については、県勢浮揚に向けた最重要事業の一つとして位置付けて取り組むとおっしゃっていただきました。

現在、三者協議を継続している状況であり、協議の内容には、協定の締結時期や開発スケジュールも含まれていますので、現時点で詳細なスケジュールはお示しできませんが、事業実施に向け、着実に前進しているものと認識をしているところでございます。以上、登壇しての説明を終わります。

○議長（浪瀬真吾君）

7 番、口木俊二議員。

○7 番（口木俊二君）

まずはじめに、1 つ目の町政懇談会で説明されているような計画ということで質問しましたけれども、令和 4 年 7 月から 11 月にかけて 29 地区 601 名の方が参加されており、令和 7 年 1 月から 8 月にかけて、町内 23 地区 559 名の方が参加をされて、これは新庁舎建設だけじゃなくて、工業団地とかデマンドとか何点かありましたけれども、町政懇談会を開催された折に今の方々が参加をされて聞いておられますけれども、これは、この数字、今私が言った数字は間違いありませんよね。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

はい、そのとおりでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

7 番、口木俊二議員。

○7 番（口木俊二君）

一番多いところが里地区の 50 名と案外参加をされているなど感じしておりますけれども。少ないところでも 10 名、これは地区が小さいので致し方がないかなということもありますけれども。

今後でもですね、もし自治会からのこういった内容で説明会を要望されたら、実施をされる予定があられるでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まだ、今の質問にありましたように、国際情勢とか経済情勢において、実施日程は具体的に決まっておりますけれども、そういうことがまず方針が決まらないとなかなか動けない状況でございます。

ので、そういう形が来たら、希望があられるところはまた再度出向いてはいきたいと思っております。

○議長（浪瀬真吾君）

7 番、口木俊二議員。

○7 番（口木俊二君）

時期はわかりませんが、自治会のほうから早急にじゃないですけど、近々要望等があったら行かれる予定は今のところまだ考えておられない。中東情勢が落ち着くまではしないということで理解しとっていいですかね。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

要望がございましたらですね、それは説明しますけど。今までに説明した段階でこういう工事を議会に説明しながら進めておりますので、今のところ、まだ具体的な話が出てこないですよ、構想もまた示しすることができませんので、一応とりあえず形としてはこういう形で出しておりますので、今後もっと反対とかですよ、造るなというところもあると思います、もう財源的な問題も考えてですね。そういうところに対しては、また説明に行かなくてはいけないなとは思っているところでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

7 番、口木俊二議員。

○7 番（口木俊二君）

これ、今ですね、29 地区と 23 地区説明に行っておられますけれども、その時の説明会の中で、自治会の方からこの新庁舎建設に対して時期尚早とか、いろいろな面ありますけれども、財政面もありますけれども、反対を、建設に対して反対をされた方はおられたんでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それは反対意見もございます。そういう財政面とかですね、そういうのがありましたけども、私が何回も説明をいたしましたのは、やっぱりもう昭和 36 年に、議会でも説明しましたが、こちらの古い方は建設されて波佐見町役場と一緒にだったんですね。

だから、そこに、今、もうクラックも入っていて、そういう状況でございますので、地震も結構多発をしておりますので。

それともう一点は、ここで事故がございましてですね、下り坂を高齢者の方がブレーキとアクセルを踏み間違えて石垣に激突されて救急車が来た。

そして、今度また警察とも協議をした時も、上る時もこの所、地形的に坂道をアクセルを踏んで上らなくちゃいけないけども、水平距離が短い、また踏み間違えたらそのまま飛び出す、危ないということでも指摘を受けております。

私としては、反対意見は反対意見として聞きながら、そういう、もう児童体育館の解体のところに持っていききたいと、議会でも説明させていただいたとおりでございます。

それから、だから、反対意見としてはですね、そういう意見ありましてですね、一番大きいのはやっぱり財源だろうと思っております。

○議長（浪瀬真吾君）

7 番、口木俊二議員。

○7 番（口木俊二君）

私たち議員がたぶん議場におるときでしたかね、その日にたぶん交通事故が、交通事故というか入ってこられて、たぶん石垣に突っ込んでこられたんじゃないかなと思っております。結構危険な場所とは把握しておりますけれども。

それと、先ほど町長言われましたけれども、庁舎のクラック入ってるところも私も確認しておりますけれども、この危険というところ、町民の方で誰か区長さんとか誰か把握されてる方はおられるんですかね、こういった危険箇所があるよということは。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

あの時でも説明をしておりますが、この彼杵川のほうはですね、面積を増やすために増築をしてるんですね。

その辺の 1 回見てもらった時に、非常に接続部分が脆弱だということは指摘を受けておりますので、今の管理職の皆さんが座っているところ、そこにずっとまた亀裂が縦に入っているところでございますので、やはりなんとしても、まず命を守らなくちゃいけないので、口木田の時もそうでしたけれど、そういうことで建て替えを私はしたい。基金も今 6 億ちょっと積み上げて、あと 8 億ぐらいまではたぶんいけると思うんですよね。

本当に誠に申し訳ないんですが、私は前の構想もですよ、ずっとやっぱりどうしても建て替えないといけないというのは元々わかっていたと思うんですよ。

私、一瀬町長さんからもう言われたことがありますけど、同じ昭和 36 年に造ってるからどうなってるのかって言われたけれど、私はその時議員でしたから、そういう形で基金を、早急に積み上げていきます。

こういう形で進めておりますので、たぶんもう賛成反対っていうのはですよ、住民投票するか、私、議会でも申し上げましたが、次の町長選挙の争点にするしかもうないと思うんですね。

いくら地区の集会場呼ばれて行っても、集まる方が少ないから、全部の意見を聞くのはですね。例えば、全部で 500 から 600 ぐらいの意見しかないんじゃないかという意見も出てますので無理なんですね。説明会を開きますよって言ってもなかなか集まっていだけないから。

だから、そういう形で、皆さんの意見を、どう思うのか、まずは区長さんたちもまた協議をして、了承を受けて進む、議会の議決を受けながら進めていますので、そういう形で今後は進めていきたいと思います。

○議長（浪瀬真吾君）

7 番、口木俊二議員。

○7 番（口木俊二君）

そうですね、参加人数も少ないし、601 名と 559 名 2 回されておりますけれども、たぶん同じ

方が参加されてるのかなと思う気持ちもありますけれども。

なかなか出る人は出てくれるんで、出ない人はもう何をしても出ないということで、皆さんにたぶんお示したほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、なかなかそれは厳しいかなと思っております。

次に2番目のですね、関税のほうで、現在把握している建築資材でですね、わかっている範囲で高騰率はどれぐらいになっているのかわかったら教えていただきたいと思いますと思っております。こういった資材が高騰しているのか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

内容につきましては、建設物価調査会総合研究所の数字を用いて説明をさせていただきます。

この3年間の動向についてですね、申し上げます。

まず建築については、この3年間でプラス14.2ポイント、割合にして10.9%上がっております。上昇しております。

それと、設備につきましてはプラス27.4ポイント、割合にして24.4%上昇しているようでございます。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

7番、口木俊二議員。

○7番（口木俊二君）

ちょっともう1回お願いします。、10.4%、建築資材の材木辺りですかね。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

これは今の、現在中東情勢がですね、こういった状況になる前の数値ということで、それしか公表はされておられませんので申し上げます。

出典機関がですね、もう一度申し上げます。

建設物価調査会総合研究所が公表している、インターネット上でも見れます。この調査ですけども、平成27年を100とした基準でですね、ポイントが指数化されております。

令和5年4月から令和8年4月までこの3年間のプラス増減割合で申し上げますと、大きく建築と設備に分けています。建築ですから木材とかですね、そういったものを含めてですけども、そ

こがこの3年間でプラス14.2ポイント、割合にして10.9%上昇していると。この3年間でですね、4月時点になります。

設備ですけれども、プラス27.4ポイント、割合にして24.4%上がっているということでございます。これが直近3年間、今年の4月現在で3年間を比較した場合そういった状況でございます。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

7番、口木俊二議員。

○7番（口木俊二君）

これはあれですよ、7年まで、中東情勢のトランプ関税前ですよ。が始まる前ですよ、この数字は。

そしたら、今現在もっと、たぶんもっとだいぶ上がってると思うんですよ。そこら辺の情報っちゅうのは入ってきてないんですかね、まだ今のところ。確実性はないと思いますけれども。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

その辺がまだちょっと把握をしてないんですが、土木建設の方は溶剤とかはもう20%ぐらいは値上がりをしていると聞いておりますし、ナフサの関係で塗装がですね、もうちょっと今のところ厳しいということで、そういう情報は聞いておりますので、今後、また政府は全部目詰まりはしてない、全部量は確保してらっしゃるけども、なかなか現状ではそういうことではないような形になっておりますので、今後もう少しやっぱり人件費も含めて値上がりはしていくんじゃないかなと思っているところでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

7番、口木俊二議員。

○7番（口木俊二君）

この前、冒頭始まる前の議長が話をされましたけれども、先月の25日26日と研修会で上京しましたけれども、その時に県の選出の国会議員に要望に行った時も、目詰まりはしてないと、どこがどうかわからんと回答をされましたけれども。今、町長も言われましたけれども。テレビでも目詰まりはしてないと言ってるんですけども、末端には目詰まって、どこかで詰まって入ってきていないような感じ、特に塗料は、テレビでもずっと出ておりますけれども、とにかく塗料が足りないということで言っておりますよね、町長も見ておられると思いますけれども。やっぱり、この小さい町は特にたぶん入ってきづらいところもあるんじゃないかなということで、町内の業者からもそういった話が出てきてるのでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

建設課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（森英三朗君）

道路溶剤につきましてお答えします。

アスファルト用品、油製品ですね、その分については20%ぐらいの単価増になってきているというところですよ。

あと、コンクリート製品を扱われている、二次製品を使われている業者さんに確認をすると、今度10月期にですね、単価更正をかける予定という話は伺っております。以上となります。

○議長（浪瀬真吾君）

7番、口木俊二議員。

○7番（口木俊二君）

軒並みいろいろ上がっておりますけれども、その場合にですね、今町長は、予定どおりに進めるという話をされておりましたけれども、そうなった時に工事費がですね、全体が高騰して変更されるという場合も考えられますけれども、そういった可能性というのは、今のところはないんでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

やっぱりスライドっていうのはですね、たぶん今のところ業界の方からもあっております。物価スライドをですね、どのくらいまで見るかとか。

ですから、今後皆さんに提示をしてですよ、プロポーザルですので、手を挙げていただけるか、そういう形にもなってくると思うんですね。

もうどうしても、今の価格状態を見れば厳しいんじゃないかと言えば、全部応札がなくなる、応札というか、手を挙げる方が無くなる。

だから、その辺も注視をしながらいかなきゃいけないので、私今計画を発表しましたけど、資材、それから人件費、相当高騰して17億5000万以内では解体も含めてもできないとなればそれはもう業者の判断でございますので、そういう形でこの工程どおり進むかどうかはまだ今からちょっと様子を見てみないとわかりません。

あとイラン情勢が落ち着いて、ずっとスムーズにホルムズ海峡も通過できるような形になって、どういう状況になるかですね。

だから、今ここに計画を令和12年、さっき言いましたちょっと間違っていましたけれども、工事期間は解体を含んで契約を締結してから令和11年の12月までの3年間ということにしています。ですから8年からですかね、令和12年に供用開始ということで計画をしているんですけど、その辺が今の今度の業者の方の説明を受けてしないとなかなかはっきりですね、金額は収まるのかどうか。もう収まらないなら、業者の方が受けられないでしょうから、そういう状況を、資材状況を見て。

だから、今発表しましたこの予定は議会でも発表しておりますけれども、この辺は外部的要因でかなり1年後とか、そういう形に私はなるんじゃないかなと、こういう状況が落ち着くまで業界の方が手を挙げないとなればですよ。

だから、待っててそのままいくのか、待てば待つほど物価が上がるのか。その辺がまだちょっと

把握ができてませんのでですね、今後どういう形で。

もうとにかくプロポーザルでございますので、17 億 5000 万ぐらいの範囲で、これはその設計から、設計は設計、入札は入札と別にすればですよ、その金額でやってくれってなるけど、今度はもうプロポーザルですので、金額が収まる範囲で、もうちょっとコンパクトになるか、面積が縮小されるかは提案される方の判断だと思いますのでですね。

その辺の合計を見ながら私は最終決断をさせていただきたいと思っているところでございます。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

7 番、口木俊二議員。

○7 番（口木俊二君）

今そういった、その新庁舎に関して、先ほど、先ほど 2 社、2 社か何かって言われましたかね。数社か、数社やったですね。それは県内か県外か、そこら辺ぐらいのところは言えるかなと。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

募集要項で県内ということで決めてますので、全て県内の方が手を挙げていただいているということです。

○議長（浪瀬真吾君）

7 番、口木俊二議員。

○7 番（口木俊二君）

そしたら、数社話があっておられるようですけれども、具体的な話まではたぶん言ってないと思いますけど、何かそういった話、下話じゃないですけど、水面下で何か話は何かあってるんでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これはもう一切ですね、そして、申し訳ないですけど、私は一切タッチしてないんですよ。副町長以下に任せてもらってますので、私は入札も全てもうタッチしませんので。

そういう形で、あとから決済で上がってきたのをですね、報告を受けるだけでございますので、その水面下の状況とか何とかっていうのは、ちょっとまだ、私も把握はしております。それでは副町長に。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり副町長。

○副町長（三根貞彦君）

若干付け加えさせていただきますけれども、まず面積要件としましてプラスマイナス 10%面積を減らしてもいいですよと、提案していただくのがですね。

提案日がですね、提案書の提出が今年の 8 月 17 日から 21 日の間にですね、そういったことで 17 億 5000 万円以内で面積 10%まで減らしていいですよといった条件のもとで、提案書が出てくるか

出てこないかなんですよね。

出てくれば 17 億 5000 万円の、今のところ 17 億 5000 万円で受けていただけるというふうな業者があったということです、今後進めていくというふうなことになります。

17 億 5000 万円以内がどのくらいになるかわかりませんが、これがだんだん物価が上がっていきますよね。物価スライドというのは国のほうで見れというふうなことでありますので、そこはどのくらい上がるかというのは今ちょっとわからないというような状況でございます。

そういったことで、予算も議決していただいて継続費として上げておりますので、町としましては進めていくしかないのかなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

7 番、口木俊二議員。

○7 番（口木俊二君）

そしたら、やっぱり早いほうに越したことはないといいますか、遅くなったら遅くなるだけやっぱり今の情勢やったら、何でも上がってますから、また何千品目か食料品に限らず、全部上がってような感じですけども、やっぱり 1 年延ばし、1 年半伸ばしたらやっぱり可能性はこうした工事費が上がる可能性はあるということですよね。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

毎年ですね、単価更正があつてまして、ずっと物価上昇に合わせて何でも上がっていきますので、その辺をどう捉えるかですね。

私が言いましたように、業者の方がもう参画ができないというのは当然できなくなるし、手を挙げられて、審査をされて、1 社決まったとなれば、その人たちがまた提案を出してこられるということですね。

ですから、遅くなれば遅くなるほど上がる可能性もあるし、例えばイラン情勢が落ち着けばまたちょっと資材、その辺がちょっと読めない状況なところでございましてですね、もっと例えばうちよりも大きな建物を市なんかがもう 100 億超す庁舎の計画もあるそうでございますので、その辺もどうされるのかですね、ちょっと状況を聞きながらいきたいと思っているところでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

7 番、口木俊二議員。

○7 番（口木俊二君）

そうですね、隣の大村市は 100 億以上、130 億ぐらいですかね、かかりますもんね。

そしたら、8 月 17 日から 21 日の間にあるということで、その時にマイナスということはたぶんあり得ないかなと思いますけれども、10%、プラス 10% 可能性はありますよね。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それは先ほど言いましたのは、副町長が言いましたのは面積ですね。面積はプラスマイナス 10 でございますので、マイナス 10 となればちょっとこじんまりになるということです。

今までの面積の、フロアの面積をいろいろ計画しているところがマイナス減らして金額を少なくを合わせていくということですね。物価の値上がりっていうか、その辺も含めて。

だから、本当は遅くなれば遅くなるほど物価も上がると思いますけれども、この辺もですね、8月17日から21日までで一応募集提案書を締め切りまして、その後、どう審査がまだありますからですね。その辺も含めて、令和8年ぐらいに仮契約がいけるような、先ほど説明しましたような状況でいければですね、今年の11月ぐらいですかね、仮契約までいければまた本契約に議会をお願いをしたいという、先ほど説明したとおりでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

7番、口木俊二議員。

○7番（口木俊二君）

そしたら、面積はもし仮にプラス10%としたらそれだけそれに合わせて工事費も上昇するということにたぶんなってくるかなと思いますけれども、そうなった時に、町長、どのように。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

プラスは出てこないと思うんですね。プラスマイナスって言いましたけど。

プラスが出たときは提案ですから、この金額でもっと多く造るということは、どう評価されるか、その評価点になると思うんですね。

ほとんど資材が上がれば、予算の範囲で収めるならやっぱりマイナスになるほうが多いんじゃないかなと、私の予測でございますけど。

今回は提案型ですので、普通の入札みたいに、例えば最低制限価格をクリアしてその価格で落札するっていう方法じゃないもんですから、全体の金額も公表してますので、その中でどういうアイデアを出してくるかが競争になりますので、金額も含めてそういう形で進めていきたいと思っております。

○議長（浪瀬真吾君）

7番、口木俊二議員。

○7番（口木俊二君）

次に、現在、町単独経費ということで説明を受けていますが、国や県への補助等について要望はされているのでしょうか。

そして、されているようであれば、これまでに何回ほど、どのような、どんな内容で要望活動をされているのかお伺いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今まで財源等の指摘が議会からも各地域からもありましたので、実は、前、熊本市で、宇土市役所が潰れた時に、ちょっと法律が4年間でしたけれども、その時手を挙げれば、設計計画まで進めば、交付税が約28%ぐらい事業費の中に入る予定だったんですよ。それは川棚も波佐見もそういうことで手を挙げられたから、うちはそれさえなくて、基金もなかったですね。

だから、本当に全くの単独事業費、うちの町の財政状況でとてもできないからお金を貯めるまで待って、前も説明しましたように、福祉組合のごみ処理が 5000 万ずつ出てますので、その辺が終わるところでまた償還に充てるということで説明をしているんですけど。なかなか理解できないって地域からも怒られてるんですけども。

そういう形で、国の法律の範囲をまだできてないところもまだありますからですね、うちだけじゃない。

だから、そういうのを国会議員の先生に今、要望を続けておりまして、そういう形でもう 2 回ぐらい私は説明をさせていただいております。

また今度、ちょうど 17 日に治山林道協会の会長会があるものですから、行った時に、翌日にまた議員の方に説明をさせていただきたいと思っているところでございます。

少しでも何かですね、手がかりがあれば、うちの財政により図れるんじゃないかなと思っておりますので、同僚議員の方からもありましたけども、何もないのにやっぱり厳しいんじゃないかなと。

だから、そういう形で何らか補助の手がかりを求めて、今、模索をしていって要望活動を進めております、実際にですね。

今度はそういう形で、国が考えていただければと思いますので、財務大臣・総務大臣も含めて要望書も出しますので、うちの国会の先生を利用してですね。そういう形で、なんとか、口木議員がおっしゃったように、少しでもですよ、紐をつけてというか、補助でもできればなというふうに考えているところでございますので、今、活動は進めているところでございます。よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

そうですね、やっぱり上られて要望されたほうが町長のトップセールスということで、今、庁舎に残っている時間が少ないような感じで町長もいろいろと要望活動されておりますけれども、1 回でも多くですね、そういったことで県選出のやっぱり国会議員、代議士さんたちにですね、やっぱりそういった要望を、どういった補助、補助とかあるかわかりませんが、そこは町長の力でパワーで押し切っていただいて、早期にですね、着工できるような形でいければいいかなと思っておりますので、期待をしておりますので、次の質問にいきたいと思います。

先ほど言われましたけれども、東彼杵町振興懇話会と新庁舎整備委員会というのは 1 つに今なってるんですかね。どっちの名前が残ってるんですか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

元々ですね、町の規則で東彼杵町振興懇話会という組織が定義をされております。

この組織につきましては、その設置理由がですね、町長の諮問並びに本町の理想郷建設に必要な事項について研究協議するため置くということになっております。

まさに、この新庁舎建設については、そういった町の理想郷を作るということで、この組織をですね、そういった委員会に充てたという経緯がございますので、当初からこの振興懇話会で協議をしたということでございます。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

7番、口木俊二議員。

○7番（口木俊二君）

そしたら、もう整備委員会というのはなしですね。

その中で委員が19名と先ほどお聞きしましたがけれども、町民の方が4名ということで聞き及んでおりますけれども、この4名の方は地区を平均して、平均というか、全体的に考えて、考えて委員さんになられているんですかね。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

区分としましてですね、町民の方、もっといっちゃいます。区分としまして学識経験者が2名、これは大学の教授ですけど、それに町議会から議長に来ていただきました。関係団体から10名来ていただいております。

その関係団体10名も全てこれ町民の方になりますので、そういった組織の代表さんが10名いらっしゃって、それにプラス町民の方ということで4名いらしております。

町民の4名の方についてはですね、バランスを考えて、女性半分男性半分という形で意見を広くもらうためにですね、来ていただいております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

7番、口木俊二議員。

○7番（口木俊二君）

その2名2名の方で先ほども総務課長はバランスを取ってと言われましたけれども、女性2名男性2名はいいんですけど、この地区、地区でバランスを取られているのか、ただ単に男性2名女性2名の委員ということで、どちらでしょう。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

今、地区地区と言い方はあんまりしないと思うんですけども、町民の方についてはですね、結

果的に、旧で言うと彼杵地区と千綿地区2名2名なっております。

これはこちらからそうしたわけではなくて、結果的にそうなったということでございます。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

7番、口木俊二議員。

○7番（口木俊二君）

はい、わかりました。

そしたら、2つ目の（仮称）東彼杵町工業団地ということでお伺いをしていきますけれども、東彼杵町工業団地の早期実現に向けて国県へ要望活動をされていると思いますけれども、今どれぐらい、どれぐらいというのは何回ぐらい、代議士とかいろいろな方面にたぶん要望に行っておられると思いますけれども、どのような形でされているのか。そして、今の現状、進捗状況をもう一度お願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

要望活動はですね、例えば、道路の関係で行く時はもうその都度、要望と一緒にいきます。道路が終わった後にそういう工業団地の件ですね。

今度、GXというのがグリーントランスフォーメーションという西海市の風力発電を使った電力をですね、使う方向で今県が一次審査は通ってるんですよ。

だから、今度二次審査に入りますので、その審査がもうたぶん間違いないだろうと国会の先生がおっしゃっていただいたんですが、どこも手を挙げているものですからね。

そういう形で、国も進めているGXグリーントランスフォーメーションですね、自然エネルギーを使う形で、興業もするということでございますので、そういう形で国会議員の先生にもずっとお願いを行いますし、とにかく九州でも佐賀県、福岡県、熊本はもう当然TSMCとかあって、また他にも出てまいりましたので、競争が激しいものですからずっとその経済関係もそうでございます。

今、地方銀行がですね、九州、十八親和も含めてなんですけど、福岡のあれも含めてですけど、半導体のほうにもものすごく支援をするということできてるんですよ、そういう団体も。

だから、県知事の平田知事もおっしゃいますけれども、東彼杵町が一番アクセスが長崎県でも良いものですから、福岡も1時間30分で行けますからね。

だから、そういう形で、ここになんとしてもしたいということでもう。何回もお願いしたらまだですかっておっしゃるような形で、国も県もお願いに行っております。

進捗状況としては、先ほど説明をしましたように、今、若干開発スケジュールが遅れてますけども、優先事業者の大和ハウス工業と、まずは県がですね、話し合いがスムーズにいけば、もう私は町としてはそこに乗っからしてもらおうということでございますので、いずれ決まれば、そういう形で進みますけども、もしものときにあるときにはですね、もうまた違う方向に進まざるを得ないと。そして、私はもう単独でも、例えば色んな企業から申し込があつてまして、東京からもまた視察にお見えになるんですが、そういう形で、大きな企業っていうか、一部はですね、使う面積も広い、投資額も大きいところでございますので、そういう形で展開をどうしてもしていかなくちやいけな

い。

これはどうしても農地所有者の方がもう早くやってくれと、もう後継者もいないと今まで説明したのにどうなってるのかとやっぱりこう聞かれるんですよ。だから、県にも再三お願いをしていますが、県も相手方がいることをございますので、協議がどうなるのかですね。今後、もうそういうことでまだ何回も行きたいと思います。

国にも行ってますので、国としても長崎県はそういう形で進めるという形でお話を頂いております。一次試験、一次っていうか、通っておりますんで、次に、二次で、もう間違いないということはある国会議員の先生から聞いてるんですが、行くたびにですね。

だから、そういう形で、なるべくここがもう東彼杵町のたぶん生き残りをかけた生命線じゃないかなと私は思ってるんですよ。

だからなんとしてもですね、これは取り上げていただきたいと思って活動してるところでございます。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

7 番、口木俊二議員。

○7 番（口木俊二君）

そしたら、県と大和ハウス工業との話がたぶん進んでるか進んでないかもわかりませんが、そこら辺のことはこっちの町の方には話は来てないんでしょうか、どういった話をつていうのは。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これがですね、本当はちょうど知事選挙をここが発表されてから知事選挙があつて、しばらく空白になって、また新しく知事になられたから、そういう形で、事務方としてはですね、うちのその企画の方と県庁とずっと話し合いを続けておりますので、それでも今知事の後には、裁断を待ってあとは県議会の形でどう承認を頂けるか。その辺に行けば、一気に動けるんじゃないかと私は予測はしているところでございます。

今、だから、もう少し時間が、もうそう長くはないと思うんですけども、そろそろ結論を出していただけたらと思っております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

7 番、口木俊二議員。

○7 番（口木俊二君）

そうですね、やっぱり先ほども言いましたけれども、町長のトップセールスに期待するしかないかなと思っております。

東彼杵高規格道路も含めまして、東彼杵町工業団地もですね、早期に先に進めるように町長の腕を、腕に期待して質問を終わります。

○議長（浪瀬真吾君）

以上で、7 番、口木俊二議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

暫時休憩（午前 11 時 50 分）

再 開（午後 01 時 16 分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、3 番、構浩光議員の質問を許します。3 番、構浩光議員。

○3 番（構浩光君）

先に通告していました 3 点について質問したいと思います。

まず、字句の訂正をお願いします。

3 番の旧泉屋会館の中で、(6) の 2 階にの「に」がですね、2 階の学童保育にここはうすにお願いします。

それから、先ほど同僚議員から若干重なる質問があったと思いますが、回答のほうはよろしくお願いいたします。

それでは質問に入ります。

1、農民研修センター及び教育センター分室利用者の活動先の確保について

商業施設の誘致に伴い農民研修センターなどが解体されました。農民研修センター及び教育センター分室を利用されていた団体の活動先の確保、内容について伺います。

(1) 農民研修センター及び教育センター分室を利用していた団体名及び利用人数及び利用回数を伺います。

(2) 農民研修センター及び教育センター分室を利用していた団体に対して、説明会の時期、内容等について伺います。

(3) 説明会があった場合、利用者からの要望等がなかったのか伺います。

(4) 農民研修センター及び教育センター分室を利用していた団体の活動場所を伺います。

(5) 一部の利用者から、活動場所を確保するのが困難だと聞いています。相談がなかったか伺います。

(6) 農民研修センター及び教育センター分室に、椅子、机等があったと思いますが、どうなったのか伺います。

2、彼杵児童体育館の解体工事に関することについて

庁舎整備事業が令和 8 年度から令和 11 年度、総額 17 億 5000 万円の整備計画が計画されています。令和 8 年度は、新庁舎設計業務委託料と彼杵児童体育館の解体工事が計画されていますので、内容等について伺います。

(1) 令和 8 年 3 月 6 日全員協議会の折、新庁舎整備事業について事業計画期間の説明があり、事業者選定は令和 8 年 12 月頃を想定してありますが、物価高騰の中、計画どおり進むのか伺います。

(2) 彼杵児童体育館の解体工事の時期について伺います。

(3) 解体工事に町内業者（建設・水道・電気工事）を指名されるのか伺います。

(4) 彼杵児童体育館を利用している団体名及び利用人数及び利用回数を伺います。

(5) 彼杵児童体育館を利用している団体に対して、説明会があったと思いますので、時期及び内容等について伺います。

(6) 説明会があった場合、利用者からの要望等がなかったのか伺います。

(7) 彼杵児童体育館を利用している団体の活動場所をどのように考えられているのか伺います。

(8) 彼杵児童体育館にスポーツ器具がありますが、どのような取り扱いをされるのか伺います。

3、旧泉屋会館の活用について

学習・教養及び子育ての拠点となる複合施設として、泉屋会館を1億3000万円で令和7年3月に購入されていますので、活用計画の内容について、また、令和8年1月から3階を学童保育にここはうすが活用されていますので、内容等について併せて伺います。

(1) 町の施設ですので名称をどのようにされるのか伺います。

(2) 委員会視察の折、防犯上の問題で監視カメラの必要性があると相談を受けましたが、設置されたのか伺います。

(3) 内装工事の費用及び内容を伺います。

(4) 児童生徒が3階から階段を使って降りる際、転んでうずくまっていたとこのことの報告を受けられたのか伺います。けがはなかったと聞きましたが、その児童生徒は足に少し障害があるそうです。対応策を伺います。

(5) エレベーターを使用すれば、児童生徒のけがの軽減や保護者が迎えに行きやすいと思いますが、使用できない理由を伺います。

(6) 2階の学童保育にここはうすから移転の要望があっていますが、どのように考えておられるのか伺います。

(7) 2階の調理場室を図書室に改造すると聞いていますが、時期を伺います。また、児童に特化した図書室にすると聞いていますので、理由を伺います。

(8) 担当課長から4階、5階は使用できないと聞きました。以前の説明では、子育てのために使用する方向で検討されると思っていましたが、使用できない理由を伺います。

(9) 4階、5階は、町民の方から会議室等に使用できないかと聞いていますが、どのように考えられるのか伺います。

(10) 今後、2階から5階までの活用計画があるのか伺います。以上、登壇して質問を終わります。よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、構議員の質問にお答えをいたします。

まず1点目が教育長でございますので、大きな2番目の彼杵児童体育館の解体工事からお答えをいたします。

まず1点目の計画どおり進むのかについてお答えをいたします。

新庁舎建設が計画どおり進むかどうかは、先ほどお答えしたとおり、現時点ではわからないというのが本音でございます。

現在のところ、参加表明された企業が複数社ございます。最終的には8月にその参加表明事業者から提案書が提出されれば、物価高騰の中ではありますが、デザインアンドビルドで新庁舎建設が進むものと考えているところでございます。

次に、2点目の解体工事の時期についてお答えをいたします。

契約後でなければわかりませんが、令和9年1月を想定をいたしているところでございます。

今回、東彼杵町体育館設置条例の一部改正を提案させていただいておりますが、業者と契約後に打ち合わせを行う中で同条例の施行日を規則で定めるように計画をしているところでございます。

次に、3点目の解体工事に町内業者を指名されるのかについてお答えをいたします。

3月の全員協議会で説明しましたとおり、解体工事も含めて公募を行っているところであり、入札は予定をしていません。

4点目以降につきましては教育長に説明をさせます。

次に、大きな3点目でございます。

泉屋会館の活用についてお答えをいたします。

まず、1点目の施設名称についてですが、改修工事のタイミングで愛称の選定方法についても検討する予定でございます。

次に、2点目の監視カメラ設置についてお答えをいたします。

委員会視察後、速やかに設置をされています。設置箇所は1階駐車場、2階玄関自動ドア外、3階保育室の2室、3階廊下、合計5台設置されているところでございます。

次に、3点目の内装工事の費用及び内容についてお答えをいたします。

内装工事については、学童保育事業で3階を使用するにあたり必要となった工事でございます。

具体的には、建築確認申請の用途変更関連が仕切り壁の追加、消防設備の移設等で209万円、設備修繕が333万8000円、建築確認申請手続きが93万5000円、改修基本構想に99万円、合計すると735万3000円になります。

次に、4点目の階段での転倒の件についてお答えをいたします。

こちらで把握している事案であれば、当該児童については、送迎や階段の利用時には、できるだけ指導員が近くで目配りをしているということでございます。

要介助者ではないので、完璧に1人に付いている状態ではございません。エレベーターを利用させてはとの提案もしましたが、特別扱いしてもらわないと必要はないとの保護者の意向もあるそうで、現状にとどまっているところでございます。

次に、5点目のエレベーターを使用できない理由についてお答えをいたします。

児童だけで利用できる状態を作らないよう、運営団体の意向で使用していません。

仮に、送迎の方が階段を利用できない状態の場合、駐車場から連絡していただき、指導員が連れて降りる手順とされているところでございます。

次に、6点目の学童保育の移転先についてお答えをいたします。

必ず2階で事業実施できるとは確約できませんが、改修計画にあたり、その意向を踏まえて建築等をする予定でございます。

次に、7点目の図書室整備の件についてお答えをいたします。

6点目で回答しましたように、2階は学童保育を整備できればと考えております。3階以上を図書室などの学習共用機能や子育て機能などを備えた複合施設として再生できればと考えていますが、構造的な制約も含めて、全ての部分が今後の設計協議によりますので、流動的であるということで回答させていただいております。

次に、8点目の4階5階を使用できない理由についてお答えをいたします。

学童保育を入居させるにあたり、使用する1階2階ロビー、3階保育室のみを建築基準法に基づき改修整備しているため、4階5階については現在使用できません。

次に、9点目の4階5階の利用の件につきましては、8点目でお答えしたとおりでございますので省略をいたします。

最後、10点目の2階から5階までの活用計画についてお答えをいたします。

全館を学習教養子育て複合施設と活用できるよう、2年以内の開始を計画しておりましたが、現在の国際情勢、建築資材を含めた物資調達の不安定さを考慮し、着手を当面見合わせるしかない状態でございます。

それでは、大きな1番目と2番目の残りを教育長に答弁させます。よろしくお願いいたします。教育長。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（山口厚君）

それでは、構議員の質問1、農民研修センター及び教育センター分室利用者の活動先の確保についてお答えいたします。

(1) 農民研修センター及び研修センター分室を利用していた団体名及び利用人数及び利用回数についてのご質問ですが、団体名の具体的な名称の回答は差し控えさせていただきます。利用者の活動形態別で回答させていただきます。

まず、農民研修センターでは、剣道が1団体、陶芸の1団体が利用されています。

続いて、農民研修センターの利用人数及び利用回数については、直近の令和6年度の実績で利用人数は517人、利用回数は133回です。

次に、教育センター分室では、令和6年度に利用した団体等は26団体で、その内訳はクラフト創作が2団体、楽器演奏団体は7団体と個人が1件、合唱は2団体、体操ダンス団体は4団体、読書ボランティア団体は2団体、書道が1団体、会議利用団体が7団体の計26件となります。

また、教育センター分室での利用人数及び利用回数については、直近の令和6年度実績で利用人数は2,933人、利用回数は406回です。

次に、(2) 農民研修センター及び教育センター分室を利用していた団体に対して、説明会の時期、内容についてですが、説明会は令和7年3月31日の施設閉館に先立ち、令和7年2月17日に実施しました。

また、説明内容は、施設解体のスケジュール及び施設廃止に伴う団体活動の拠点先の施設紹介と、団体道具管理と対応についての説明を行い、併せて、移転先施設の希望調査をいたしました。

続いて、(3) 説明会の際に利用者からの要望などがなかったのかというお尋ねですが、2点ありました。

1点目は、施設使用料の減額要望です。農民研修センター及び教育センター分室の施設使用料は、教育センター研修室や大会議室の半分程度でしたので、教育センターに移ると、これまでの倍の使用料となるためです。

2点目は、移転先での活動に関わる団体道具等の保管場所の確保です。

次に、(4) 農民研修センター及び教育センター分室を利用していた団体の活動場所の変更先についてですが、剣道は彼杵小学校体育館に変更、その他は教育センター研修室をはじめ、和室研修室や大会議室、そして文化ホール、小ホール等への変更をされました。

しかしながら、2 団体については、令和 7 年度以降での活動実績がない状態です。

次に、(5) 活動場所の確保が困難だったとする相談の有無についてですが、活動場所の確保の相談についてはありませんでした。

相談があった案件は、活動上で道具類の置き場所の確保について相談を受けた団体が 2 団体ありました。

次に、最後の (6) 農民研修センター及び教育センター分室にあった椅子机等の対応についてですが、経年劣化が痛み目立つものばかりでしたが、農民研修センター分においては、施設を事務所として使用されていたスクールバスや町営バス等がそのまま移管し利用されています。

また、教育センター分室等においては、大方利用できるものは教育センターでの屋外利用の貸し出し備品として配置転換して利用をしています。

また、一部は新たな施設である学習教養子育て複合施設や学校での利用に配置転換を行い、有効活用を図っています。

その他、老朽化が著しく、再利用が不可能なものにつきましては、施設の解体と併せて廃棄処分を行っております。

続いて、(2) 彼杵児童体育館の解体工事に関することについての質問です。

(4) からご説明をします。彼杵児童体育館の解体工事に関すること、4 から 8 までの回答をいたします。

まず、(4) 彼杵児童体育館を利用している団体名及び利用人数及び利用回数のご質問ですが、団体名の具体的な名称は差し控えさせていただき、利用者の活動形態で回答させていただきます。

活動団体は、令和 6 年度実績で 48 団体で、利用者の活動形態別ではバレーボール 8 団体、バトミントン 6 団体、バスケットボール 3 団体、卓球 3 団体、サッカー 2 団体、剣道 1 団体、ソフトボール 1 団体、ドッジボール 1 団体、空手 1 団体、部活動を含む学校関係 5 団体、社会福祉関係 2 団体、行政関係 5 団体、その他が 10 団体となります。

また、彼杵児童体育館での利用人数及び利用回数については、令和 6 年度実績で利用人数は 2 万 682 人、利用回数は 1,380 回です。

次に、(5) 彼杵児童体育館を利用している団体に対して、説明会の実施についてですが、未だ実施はしていません。

今回の 6 月定例議会で彼杵児童体育館の廃止に係る東彼杵町体育館設置条例の改正条例を上程させていただきますので、その承認を得て、予定では 7 月中に実施したいと考えております。

しかし、午前中口木議員での町長の答弁の中に 8 月の入札の状況を見てということがありましたので、もうちょっと検討をした中で、もちろん教育委員会で検討して、本当早くやりたいんですが、その様子を見てまた考えたいと思っております。

次に、(6) 説明会があった場合の利用者からの要望等の有無については、未だ説明会を実施していませんので省略させていただきます。

次に、(7) 彼杵児童体育館を利用している団体の活動場所の変更については、既存施設である千

綿児童体育館をはじめ、旧千綿小学校の体育館であった千綿体育館、また、各小中学校の体育館 3 施設と、蕪地区にありますみどり集会施設を含めた計 6 施設で、各既存施設での定例利用団体を含めた中で、活動拠点場所を整理して、各定例利用団体が公平かつ平等に利用できるよう配慮していきたいと考えております。

最後に、(8) のスポーツ器具の取り扱いについてですが、未だ詳細な検討は行っていません。

しかしながら、バドミントンやバレーボールの支柱やネット、また卓球台などスポーツ器具は、定例利用団体の意向を伺いながら、最大有効活用ができるように対応していきたいと考えております。以上、登壇しての答弁を終わります。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番、構浩光議員。

○3 番（構浩光君）

一点ちょっとですね、教育センター分室で健康体操はされていたのかどうか、まずちょっとそれを伺います。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（山口厚君）

教育次長。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡田半二郎君）

農民研修センターでの健康体操ですね、実施されておりました。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番、構浩光議員。

○3 番（構浩光君）

まず言われたのがですね、健康体操をしてる関係者からですね、かなり場所を確保するのに困難だっちゅうことで相談がありました。

総合会館やったり、なんか小ホールですかね、とか借りてるみたいなんですけど、そういうのですよ、まず廃止したのを先に確保する計画等はないでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（山口厚君）

教育次長。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡田半二郎君）

場所の確保は困難ということでのご相談があったということでございますが、一応直接こちらの方にですね、場所の確保が困難というようなことはございませんでしたけれども、実際そういうご相談があったということに関してはですね、何らかご不便を感じていらっしゃるのかなというふう

に考えております。

できましたら、こちらとしましてもですね、限られた施設でございますので、定例利用団体についての部屋の予約ということについては、なるべく配慮した対応の検討をしていきたいという考えておりますけども、一方で地区等の自治会等の公民館ですね、そういったものもですね、公民館活動の一環ということで考えればそういった団体利用も十分活用できるかと思っておりますので、そういった点も含めながらですね、ご意見等を聞いて、何か教育委員会としてもご支援なりお手伝いができることがあればですね、検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番、構浩光議員。

○3 番（構浩光君）

今、説明の中でですね、特に農民研修センターの分室ですね、26 団体っちゃうことで、かなりの方が使っておられて、総合会館にある研修室とか小ホールとか諸々使われてるんですけど、今のところ、その利用状況によっては問題はないでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（山口厚君）

教育次長。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡田半二郎君）

先にご回答させていただければ、今のところそういったですね、利用の場所の確保ということについてのご相談等は受けてない状況でございまして、そういったところを総合的に判断した中ではですね、今の現状の施設の方でうまく回っているのではないかなと思います。

ただ、ちょっと先ほど申し上げましたように、定例団体での利用予約ですね、そういった時期をどういうやり方でやっていくかというところは、非常にですね、集中します、定例の団体の利用の方々ですね。

ですから、定例団体の利用もですね、週 1 回の利用もあれば、隔週 1 回、月 1 回というような、そんないろいろ頻度が違いますので、そういったところも十分考慮しながらですね、検討する余地はあるのかなというところで今後検討させていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番、構浩光議員。

○3 番（構浩光君）

1 番目の質問についてはですね、3 点目の回答次第でまた質問したいと思っておりますので、2 点目の質問に入ります。

物価高騰ですよ、先ほど町長のほうから解体の時期は 1 月ということをおっしゃいましたが、工期はどのように、どのくらいの工期を見積もっておられるのかお尋ねします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

これも全体の3年間の工期の中ですね、全体の工期の中ですけれども、おおむね半年程度を見込んでおります。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

3番、構造光議員。

○3番（構造光君）

半年というのはですよ、業者から見積もられた結果ですかね。

実は、その商業施設の解体ですね、が思ったよりも早く終わったものですから、もっと早く終わるのかなと私は思ってるんですけど、見解をお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

商業施設のほうの解体は早く終わりましたが、まず一体的にそういうデザインアンドビルドでされたのを受けていかれるので、解体まで。全体の工期の中で半年としてますけれども、早ければ早く、取られた業者の方が進めることは可能だと思っておりますので、その辺はまだどういう状況になるのか。

それと、その解体の大きさとか何とかもありますけれども、半年はもう最大限見てそういう形でしているものと思いますので、なるべく早くいけるようになると思います。

○議長（浪瀬真吾君）

3番、構造光議員。

○3番（構造光君）

3番目の解体工事の町内業者の優先のことについては、ちょっと、再度ちょっと確認します。

先ほど説明の中で、入札の形態の中でっちゅうことと言われましたけど、東彼杵町にはですよ、県内でも優秀な業者の、町内の業者がおられます。

また、産業廃棄物ですよ、運搬許可も取得されていますので、是非説明の中っちゅうかですね、協議の中で、町内業者を入れてもらうことは可能かどうか。そこをお尋ねします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

町がですね、今度町内業者、こっちの業者というのはちょっと介入が難しいと思いますが、どういう判断で取られた会社がですよ、されるのか。例えば、他所から持って行くよりも地元の事業者を使ったほうが安くなればそういう形になるだろうと思っておりますけども、率先して町が指導というか、そういうのにはちょっと介入できないと思っております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番、構浩光議員。

○3 番（構浩光君）

彼杵児童体育館に関する設置条例の一部改正が 6 月議会で提案されておりますが、これは施行の期日は規則で定めるとなっています。

時期はですよ、再度ちょっとお示しをしてもらいたいと思います。

利用者の説明会は 7 月頃を目途च्छूंことで再度確認してよろしいでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

教育次長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡田半二郎君）

明日になりますが、条例改正をですね、提案させていただきたいと思っておりますけども、附則におきまして、施行期日につきましては、規則で定めるというふうにいたしております。

まず理由としましては、新庁舎建設の着工に向けて、現体育、彼杵児童体育館が用地ということになっておりまして、そのための用途廃止というようなことでの条例改正の提案でございます。

この着工がですね、まだ不透明というようなことがございますので、そういった状況をですね、見まして、また工事の着工ということに関しても、プロポーザルで業者が決定してからですね、そういったものが示されるというようなことを鑑みまして、今回の廃止条例の中では、まだ明らかにいつという時期を示すことができないと、よって、その期日を固定するのではなくてですね、状況を鑑みながら機動的に期日を定められるということで、規則で廃止の時期のですね、内容を定めるというふうに規定したものでございます。

ですから、先ほど教育長の答弁がありました当初 7 月条例をご承認いただけましたら、その結果を受けてですね、早速、実施をしたいという気持ちがございますけども、ちょっとまだこちらの、今日一般質問等の回答の中でですね、不透明というようなことがありますので、若干これを、この件についてはまだ再度検討させていただくということでご了承いただければと思います。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番、構浩光議員。

○3 番（構浩光君）

先ほどの教育長の説明の中でですよ、彼杵児童体育館を使っている団体が 48 団体と聞きましたけど、解体の時期の前ぐらいまで利用が可能かどうか。ですね。そこをお伺いします。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（山口厚君）

教育次長。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡田半二郎君）

教育委員会としましてはですね、なるべくですね、せっかくある施設でございますので、そういった、今後のですね、新庁舎計画の中でですね、最大限利用できる期限まで使うことができないかなというふうに思っております。

ただ、この件についてはですね、また8月に業者がプロポーザル提案がありますので、そことの協議の中でですね、なるべく後ろにずれるような要望といいますか、こちらですね、相談をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

3番、構浩光議員。

○3番（構浩光君）

今の件はよろしくお願いいたします。

解体後のですよ、スポーツの活動は先ほど6施設でしたかね。彼杵小中学校の体育館と蕪のですね、それからがあったと思うんですけど、この借りる場合ですよ、申請関係及び鍵の取り扱いですね、は教育委員会でされるのかどうか。

それとですよ、できれば時間は何時、たぶん9時半までかなと私は長くても9時半かと思うんですけど、その辺の回答をいただけますでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（山口厚君）

教育次長。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡田半二郎君）

現在ですね、社会体育施設につきましては、教育委員会が窓口となって申し込み、また、鍵の貸し借り等を対応しているところでございまして、各体育館の施設につきましても、いわゆる町立小中学校のですね、体育館の使用の条例というのを定めております。

その中でもですね、社会教育体育施設と同様な取り扱いをするということになっておりますので、そういった形でですね、教育委員会のほうで予約の申し込みまた、鍵の管理等を行っている状況でございますので、引き続きそのような対応をしたいと思っております。

ただ、蕪地区のですね、みどり集会所施設におきましては、辺地の集会施設ということで地区に委託することができるとなっておりますので、現在、蕪地区の方に委託をして、蕪地区の方で管理員の方を定めてですね、そこで使用の申し込みをして鍵の貸し借りというようなことをされておりますので、引き続きそういうふうな対応でですね、利用者の利便性を図っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

3番、構浩光議員。

○3番（構浩光君）

小中学校の体育館を使うにあたって問題点はありますか。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（山口厚君）

今現在、学校教育活動をまず中心にまず借りております。その他 PTA ですね、学級レクとか、そういう全体の活動で使うことがありますので、その部分はちょっと優先をさせてもらおうと思いますが、こちらのほうからですね、もし集会になった時には各学校の方にその分を周知いたしまして、そういうふうに PTA とか学校が使うものは早めにそこを伝えて抑えるようにということは周知をして、できるだけ利用者に不便をかけないようにしたいと思います。

とりあえずは、まずは学校の施設のものを優先させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番、構浩光議員。

○3 番（構浩光君）

2 番目についてはですね、大体質問を終わりたいと思っておりますが、特に運動はですよ、健康に良いことですので、利用に関してはですよ、利用者等の意見等を聞かれてですね、設定をしていただければと思っております。2 点目の質問を終わります。

3 点目の泉屋会館の活用についてちょっと質問したいと思います。

まず、名称についてですね、先ほど町長の答弁で改修に合わせて決めるっちゅうことですが、これは公募か町で定められるのか。

私はですね、これ、改正時点で子ども拠点にされるのか、私はもっと早く、東彼杵町子ども施設とか、そういうふうな感じがいいと思うんですけど、町長の考えとしては、公募か町で決定されるのかご確認します。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

できれば、町が決めるんじゃないかとやっぱり公募っていうか、皆さんの意見を聞きながら決めていくのが一番良いんじゃないかなと私は考えているところでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番、構浩光議員。

○3 番（構浩光君）

はい、わかりました。

ただ、今でもですね、私たちも旧泉屋会館って言ってますので、できればですね、早めに決めてもらったほうが良いかなと私は思っております。

それから、監視カメラですね、5 か所ですかね、設置されたっちゅうことで誠に喜ばしいことであります。

このカメラはですよ、監視をするとはどこで監視ができるんですか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

こども健康課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わりこども健康課長。

○こども健康課長（氏福達也君）

指導員がおります事務室のほうでモニターが常についている状態で移動できますので、保育室のほうに移動する時にはそれを持って移動しております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番、構浩光議員。

○3 番（構浩光君）

学童保育にここにはうすですが、この今 3 階にありますよね。3 階にあった場合、児童の怪我防止のため、現在ですね、階段の内側には手すりあるんですよね。

それから、外側に設置するような計画はないでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

こども健康課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わりこども健康課長。

○こども健康課長（氏福達也君）

手すりに関してはですね、先ほど町長のほうから答弁がありましたこちらのほうに報告が来ている案件に関して、ちょうどその、例えば利き手というか、手の状態で今ある片側だけでは使いにくいということで、手すりの追加を要望されておりますので、今検討をしているところです。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番、構浩光議員。

○3 番（構浩光君）

エレベーターの件なんですけど、いくらか使用されているのかなと思うんですけど、点検をどうされてるんですか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

こども健康課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わりこども健康課長。

○こども健康課長（氏福達也君）

委託契約を結んでおりまして、年 1 回の法定点検、それと月 1 回の自主点検を契約をして実際実施しております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番、構浩光議員。

○3 番（構浩光君）

エレベーターの件ですよ、現在エレベーターの停止事故ですね、長崎市の原爆資料館でも 2 回ほど停止がっております。それから、今日の新聞にもエレベーターの記事が載っておりました。

私としてはですね、週に 1 回と言わず何回か、何か作動させてですね、動かしたほうがいいんじゃないかなと思ってるんですけど。

それと、安全対策の方法はどのようにされるのか、よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

こども健康課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わりこども健康課長。

○こども健康課長（氏福達也君）

定期点検に関しては、月 1 回の自主点検、これは法定ではなくて自主点検でも月 1 回でやっておりますので、点検の頻度としては十分ではないかなとこちらの方では考えております。

動かさないとわからない。動かさなくても劣化をする、例えば、ワイヤーの油切れとか、そういった部分とかっていうのも毎月の点検の中でプロの目できちんと目視をして確認をしてきておりますし、当然、その時に動作確認をいたしますので、一応こちらのほうでは月 1 回の点検で十分安全管理はできているかと思っております。

あと、学童自体が今子どもに子どもだけに利用させないという方針でエレベーター動かしてませんので、その関係で特にその学童の運営上に関しては、今のところ安全管理を特に行う必要がない状態となっておりますので、今のところそういう状況です。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番、構浩光議員。

○3 番（構浩光君）

実はエレベーター関係でですね、6 月 3 日の長崎新聞にエレベーターに関する記事が掲載されていました。

内容は、エレベーター事故を防ぐために安全装置の改修費用を補助する国の制度でした。

安全装置なしが 6 割と掲載されていまして、町としてもですよ、安全対策に対してですね、再度考え方をお尋ねします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

こども健康課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わりこども健康課長。

○こども健康課長（氏福達也君）

長崎新聞の記事のほうは拝見いたしました。

エレベーターの点検業者の方にも確認をしたんですけれども、この事故の発端がおそらく海外のエレベーターメーカーですね、はっきりメーカーは言えませんが、かなり全国的なニュースになりましたけれども。

あの事故以来のですね、元々センサー自体の作りが、国内メーカーと海外メーカーの作りが違うということで、点検業者曰く国内メーカーの作りで今のところその同様の事故っていうのは起こってなくて、国内で起こっている事故の国内メーカーのものに関しては、例えば点検に何かしら不備があったとか、そういったところが要因になっているということで、なかなかそれが全国的に改修が進まない理由と、あと、やはり4、5百万改修にかかるのと、国の補助がですね11.何%しかないんですね。

なので、自治体の施設設備を改修するとなると、80何%補助を負担をしないといけないので、なかなか元々第一段階の制御自体は、今の、結局安全施設でできてる状態なのでなかなかその次の安全設備まで手が届いてないっていう状況だと思います。

ただ、全体改修計画を町のほうで考える時には検討したいと思っております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

3番、構浩光議員。

○3番（構浩光君）

学童保育がですよ、3階から2階に移りたいっていう理由がですね、2階の玄関口に誰が来たかわからないっていうことと、それから2階から3階の階段がですね、ちょっと高いんですよ。高くてなかつたですね、コンクリートですよ。今から梅雨に入ればですね、滑りやすいと聞いております。

そのためですね、私は早くですね、2階に移されるほうが良いのか。それからですね、あと階段にですよ、滑らないようなシートをすとか。そういう対策ができないかどうかですね。

それから、保護者のお迎えですね。保護者もお父さんお母さんやったらいいんですけど、おじいちゃん、おばあちゃんも来られるそうですので、なかなかの上の階まで登るのがきついっていうことも聞いております。できれば早くですね、2階を計画的に2階って、あの計画されるのであればそうしてもらいたいんですけど、町長の見解をお尋ねします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

構議員がおっしゃるように、本当に2階が一番玄関でございますので、そこが一番使いやすい形になりますので、できればそういう形で私は指示を係員の方に出したいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

3番、構浩光議員。

○3番（構浩光君）

2階の調理場室ですね、先日ちょっと外階段から見させてもらったんですけどかなり整頓されて

おりました。

ですので、ここですよ、学童のほうに持っていった場合に、どのくらいの費用がかかるか、移転費用ですね、もし何か検討されていた資料があれば、金額等お示しがあればよろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

こども健康課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わりこども健康課長。

○こども健康課長（氏福達也君）

実際のところ、まだ構想的なものしか作れておりませんで、当然基本設計とかっていうのはまだですので、具体的な金額に関してはつかめてないというのと、今実際どれぐらい、先ほどからの物価高騰の話もありますので、詰めることがなかなか難しいタイミングだというふうに業者からも言われております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

3番、構浩光議員。

○3番（構浩光君）

図書室の件でお尋ねします。

先般、学童もですけど、民生委員さんからもですね、児童用の本を置かれるということで、特化した本ですね、聞いているんですけど、もし児童の本だけやったらですよ、大人の図書室はどこかに作られるのかまず聞きたいと思っております。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

こども健康課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わりこども健康課長。

○こども健康課長（氏福達也君）

子育て複合施設ということで、そういう希望の部分もありますけれども、当然まだそのところも今から詰めていくところですので、当然、元々あった図書室の機能をどうするかっていうところも含めての話ですので、全てがちょっとまだ今のところ流動的でこれから検討することだと考えております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

3番、構浩光議員。

○3番（構浩光君）

そうですね、課長が言われるように私はそう思っております。

先日、武雄市の子ども図書館に行きました。そこはですね、児童、赤ちゃんに配慮した空間があ

り、保護者もですね、目線から見ても、やはりまた行きたいなっちゃう感じがしておりますので、是非、図書室を作られる場合はですよ、保護者の意見を聞いてもらってですね、せっかく作るのであれば、やはり他所の町にですね、負けられないような魅力のある図書室にしてもらいたいと思っていますが、町長のお考えはどうでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かに、そういう子どもさん向けの図書室というのは非常に今から教育課程に対しても重要であると思いますので、その辺、今、こども健康課長が言いましたように、皆さんと協議をしながら、どういう形でいくのか、どういう種類に赴くのか、そして図書室の機能を、今資料館に少ししていますけれども、両方並立していくのか、その辺も含めてですね、今後しばらく時間をいただきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番、構浩光議員。

○3 番（構浩光君）

4 階 5 階の件でちょっと質問をさせていただきます。

建築基準法でちょっと引っかかってるような感じで言われたんですけど、4 階 5 階をですよ、使うとした場合に、改修費用とか手続きとか、どのようなものがあるかお伺いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

こども健康課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わりこども健康課長。

○こども健康課長（氏福達也君）

4 階 5 階の利用にですね、不具合があるわけではありませんが、全体改修を、結局この後に控えておりますので、その関係で学童だけをまず入れるための用途変更の確認申請を作ったというのが現状です。

なので、学童を入れるためだけの条件で確認申請の許可を頂いてますので、4 階 5 階を使わないという条件で許可をもらってます。

ですので、使えないということですので、4 階 5 階にお金をかけて使うようにするってなると、確認申請を 1 からやり直さないといけないので、そうすると結構な費用が、費用と時間等かかりますし、その後の全体改修を控えているにも関わらずそこまでやるのかということになるので、そういう関係で、今のところは 4 階 5 階は使わないという方針にしております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番、構浩光議員。

○3 番（構浩光君）

全体改修、全体計画を念頭に入れて計画されてるっちゃうことで理解してよろしいでしょうか。

そしたら、次ですね、今、4階5階の維持管理はどうされてますか。

例えば、空気の入れ替えとかは実施されているのか。たぶんですね、使われなければ古くなっていくと思うんですよね。後が大変になるので、その辺の維持管理はどうされていくのかですね。

それから、いつ頃になるかまだはっきりしていないようですので、その辺の維持管理についてお尋ねします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

こども健康課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わりこども健康課長。

○こども健康課長（氏福達也君）

先月までは分室周辺の解体工事と併せて不要な備品でありますとか食器でありますとか、そういったものを搬出とかで頻繁に出入りをしておりましたので、しょっちゅう開けておりました。

これから先、しばらく出入りがなくなりますので、おっしゃるように、空気の入れ替えをするために出入りをしないといけないと思います。ありがとうございます。

○議長（浪瀬真吾君）

3番、構浩光議員。

○3番（構浩光君）

実はですね、もし4階5階がですね、教育委員会で実施してます先ほど言った健康体操とか三味線ですね、それから相撲甚句、共に活用できればですね、子どもとの交流をできて良いのかなと思ったんですけど、ちょっと残念で、ちょっとこれはもう回答は要りません。

最後に、泉屋会館をですね、1億3000万で購入しておりますので、有意義な活動拠点として利用されることを願って質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（浪瀬真吾君）

以上で、3番、構浩光議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

暫時休憩（午後2時11分）

再開（午後2時21分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、1番、尾上庄次郎議員の質問を許します。1番、尾上庄次郎議員。

○1番（尾上庄次郎君）

先に通告しておりました3点についてよろしくお願いいたします。

まず最初、1番の学校給食について、教育長にお話するという事で回答を得ましたですけど、一つ町長にも、一つだけ一言が欲しいのでよろしく入れさせていただきたいと思います。よろしく

お願いします。

まず最初に、学校給食についてです。

令和8年度で5年目の公会計下での運用となる学校給食費会計については、児童生徒の給食費無償化の継続も含め、収支運用など円滑な運営を図りますとしておられます。(県下21市町のうち、令和7年度までに公会計で運営している自治体6市3町であります。)

人口が少ない東彼杵町でありながらここまでにもって来ることは大変でありましたが、小・中学校の生徒の親は非常に喜びに絶えない状況であり、学校給食が義務教育の一環として位置付けられている以上、達成を継続する必要があります。

下記について質問いたします。

1つ目、令和8年度の一食の単価は令和7年度よりいくら値上げするのか。

2つ目、食物アレルギー症状を訴える児童生徒に対して、食物アレルギー管理システム「あんず」を活用するとされているが、どういう活用か。

3つ目、セレクト給食の実施とはどういうことか。

4つ目、安全で安心な学校給食の提供には安全な食材の確保が不可欠です。生産者が見える地場産物の活用について、食材の決算状況についていくらぐらいなのか。

5つ目、県内産食材の使用状況について

令和3年度、令和4年度、令和5年度、令和6年度、令和7年度。それから使用率です。この中で21市町中、よろしくお願いいたします。

6つ目、地場産食材費の決算状況について

令和3年度、令和4年度、令和5年度、令和6年度、令和7年度。これは、東彼3町、東彼杵町・川棚町・波佐見町の産物で良いと思います。

大きな2つ目、中尾本線の拡幅工事についてであります。

3年から4年前、最後の工事があり、それ以降工事が中断されており、進んでいない現状の中、町長はどのように思っておられるのか。

下記について質問いたします。

1つ目、旧大楠小学校下の狭隘な箇所の拡幅工事についての現在の進捗状況はどのようになっているのか。

2つ目、二ノ瀬橋から広域農道の看板近くに繋ぐよう計画されている道路の現在の進捗状況と今後の見通しはどうなっているのか。

大きな3つ目であります。広域農道の管理について

大村湾グリーンロードが赤木の工場用地方面に続いておりますが、道路上の両側ラインが長い年月の間に消えており、安全面において早急に実施したほうが良いと思うが、どのように思っておられるのか。

下記について質問いたします。

1つ目、工業団地が計画されており、それまでにしていたほうが良いのではないかと。

2つ目、維持管理について、草刈りは町で行われていますが、ラインの管理はどこで行われていますか。以上で登壇での内容です。よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、尾上議員の質問について2番目のほうからお答えをさせていただきます。

中尾本線の拡幅工事についてでございますが、旧大楠小学校下の拡張工事の進捗状況についてお答えをいたします。

ご質問の箇所につきましては、対象用地が2名の共有名義となっており、持分2分の1となっているところでございます。

このうち1名の地権者の方からは用地提供についてご承諾をいただいておりますが、もう1名の地権者の方は都市圏にお住まいであり、令和5年12月に対面による交渉を行ったものの、本人のご事情等もあり、合意には至らず、現在まで用地取得に至っていない状況であります。このため、現時点では具体的な進展を見通せる状況には至っていない状況でございます。

次に、2点目の二ノ瀬橋から広域農道までの接続道路の進捗状況についてでございますが、当該路線につきましては2級河川彼杵川を横断し、広域農道へ接続する計画となっております。

現在、広域農道との交差点部に関しまして、県警との協議を進めてまいりましたが、本年5月末に承諾を得ることができましたことから、6月より用地交渉を再開する予定でございます。

今後、用地交渉が完了次第、本格的な道路工事に着手する予定であり、供用開始までにはおおむね5年程度を見込んでおるところでございます。

大きな3番目の広域農道の管理についてお答えいたします。

安全な通行を確保するため、本町管理延長8,328mを対象に、令和3年度から令和8年度までの6か年計画により、施工年度の古い千綿地区から順次計画的に更新を進めているところでございます。

ご指摘の大村湾グリーンロードの赤木工場用地の方面につきましても、区画線の劣化を確認しており、今年度既に工事を発注しているところでございます。完成は7月31日を予定いたしております。

次に、2点目の管理についてお答えをいたします。

広域農道につきましては、本町が管理を行っておりますので、草刈りを始め、交通規制を伴わない区画線の設置及び維持管理につきましても、本町において対応しております。

当該路線は、周辺工業団地への通勤車両等により交通量も多い路線であり、引き続き安全確保を図りながら適正な道路維持管理に努めてまいります。

次に、大きな一番目を教育長に答弁させます。よろしくお願いいたします。教育長。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（山口厚君）

それでは、1番目の学校給食について、尾上議員の質問にお答えいたします。

まず、(1) 令和8年度の1食当たりの単価は令和7年よりいくら値上げするのかについてです。急激な物価高騰の影響もあり、令和7年度と比較し、小中学校において、各40円の値上げを行いました。

具体的には、小学校は1食あたり230円を270円に、中学校は275円から315円になります。

この給食単価につきましては、地産地消の食材費活用による補助金を受けていることから、1食当たり 30 円軽減されております。

次に、(2) 食物アレルギーシステム「あんず」の活用についてです。

令和 6 年度からこのシステムを導入しています。食物アレルギーは命に関わることもあることから、事故の未然防止を図る必要があります。本システムは、県が推奨しているシステムです。

これまで紙であったため栄養教諭で 1 人で行っていましたが、システム管理することにより、アレルギーの確認漏れを防ぎやすくなります。

個々のアレルギー対応表が作成でき、食べられない日がわかりやすくなるなど効率的でかつ安全で確実な対応ができるため導入したものです。

このシステムは、主に該当児童生徒のアレルギー情報を管理し、毎月給食の献立に含まれるアレルギーのチェック、学校と保護者への情報提供資料作成を行うことができます。

実際には、毎月 1 回保護者に翌月分の給食献立を提示し、献立においてアレルギーに関するメニューをチェックして給食センターの栄養教諭に回答してもらいます。

また、献立表には 2 次元バーコード QR コードを掲載しており、アレルギー成分に関する情報が取得できるようになっています。したがって、保護者も確実にアレルギーの食材を確認できます。

(3) セレクト給食についてお答えします。

セレクト給食は食育の一環として始めたもので、おおよそ 2 食分の食材を 1 回で終了いたします。

当日の献立内容とは別メニューとなり、主食 3 品、主菜 3 品、副菜 2 品、果物 2 品、デザート 3 品のうち、それぞれ 5 分類から 1 品から 2 品、計 7 品を子どもが選択し自分のメニューを決定できるものです。

また、セレクト給食を通じて、自ら料理を選ぶ体験を通して、食への関心を高める。平常の食事と異なる体験により、場に応じた社交性、食事作法を身につける。思い出作り、食事を作る人や生産者に対する感謝の気持ちを持つなどを狙いとしております。

小学校 6 年生と中学校 3 年生で年 1 回実施をしております。他の学年は通常の給食を食べています。

準備が必要なことから、実施日は、小学校は中学校の体育大会振替休日に、中学校は小学校の運動会振替日に実施をしております。今年度は 10 月 19 日月曜日と 10 月 26 日月曜日を予定しております。

ただし、このメニューについては食材発注の都合がありますので、児童生徒、教職員に 1 か月前にカロリーや栄養素を考えながらメニューを選択してもらい、変更することはできません。また、スープと牛乳については、全員に供給をしております。

続きまして、(4) から (6) おきましては関連しておりますので、一括してお答えいたします。

食材の決算状況についてですが、(5) の県内食材の使用状況について表で示してありますので、年度使用率 21 市町中の順位の順でお答えいたします。

令和 3 年度使用率 77.8%、21 市町中、県内 6 位。令和 4 年度 84.6%、県内 1 位。令和 5 年度 86.3%、県内 1 位。令和 6 年度 82.0%、県内 3 位。令和 7 年度 87.1%、県内 1 位です。

昨年は 2 年ぶりに県内市町で 1 位になり、過去 5 年間におきまして、今お伝えしたとおり、3 回

県1位となっております。

(6) 地場産食材費の決算状況について、年度実施額でお答えいたします。

令和3年度実施額297万2000円、令和4年度257万5000円、令和5年度248万円、令和6年度254万2000円、令和7年度255万9000円。

先ほどの説明のとおり、令和4年度から7年度におきましては、おおむね250万円前後で毎年推移をしており、令和7年度決算見込みの食材費全体に占める3町における地場産物食材費の割合は約7.5%です。

今後も、地場産食材に関しては、可能な限り購入提供を行いたいと思います。以上、登壇しての答弁を終わります。

○議長（浪瀬真吾君）

1番、尾上庄次郎議員。

○1番（尾上庄次郎君）

まず、この給食費につきましてはですね、先ほど町長にも質問を1つしたいということで挙げましたですけど、この給食費につきましてはですね、この何年やいらずと私としても絶対しなければならないということで質問をさせていただきましたけど、この岡田町政がですね、この町長になってからずっと気にかけてくださいます、この何年やいろはですね、無償化になって本当に嬉しいと思っております。

まずこれをですね、今日の質問の、挙げたいと思っておりました。

というのはですね、あとは1年ぐらいでまた選挙があるんですけど、どうしてもこの給食の無料化、どうしても続けて欲しいという気持ちでですね、まず、そのあたりのですね、この給食の無料化、まず町長はどう考えておられるのか。よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

実は、給食費の無償化につきましては、今、国が小学校の分だけは手当をするようになっております。中学校はまだ決まっていますが、私の考えとしては、一度始めたこの給食費とか、保育料もそうですけれども、始めたものは途中で中断はできないと私は思っています。

来年選挙がございますので、私が任期中はもう続けさせていただきたいということでございます。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

1番、尾上庄次郎議員。

○1番（尾上庄次郎君）

それから教育長について、まず同じ、何て言うんですかね、同じ執行部ということで、よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（山口厚君）

給食費の無償化はですね、続けさせていただきたいと思っております。非常に学校現場としては

助かっております。もちろん保護者の負担軽減もですけども、職員にしてもですね、色んな徴収義務、それから、もし子どもたちが払えなかった家庭とかですね、そういうのがあった時に学校側としても、そういうのはなかったような形で、子どもに責任はありませんので、対応いたしておりますので。

こういうことですね、ずっと一緒に、平等に対応はできるという無償化というのは非常にありがたいなと思っておりますので、続けていただけるとありがたいと思って感謝をいたしております。

○議長（浪瀬真吾君）

1 番、尾上庄次郎議員。

○1 番（尾上庄次郎君）

町長も教育長も同じような意見ということで、よろしく願いいたします。

まず最初に、この今年度の、7 年度から 8 年度に対しての値上げはそう極端ではなかったと思っております。

特に、今度のふるさと納税でいくらかまた上がった分を補助するということで説明を受けましたので、これもですね、今、ふるさと納税のあれが、納税のやつがかなり前年度から、6 年度からすると 7 年度がかなり減ったということで、大変心苦しくは思ってるんですけど、この中でですね、このふるさと納税で上がった部分を補填するという形でされておりましたので、本当にまた喜ばしいと思ったです。

だから、そういった面では家族あたりもですね、本当に喜んでおられるんじゃないかと思います。

それからですね、特に今回、昨年度は米あたりがですね、値上げされてですね、この 4 月 5 月ぐらいで少し下がってはきているんですけど、この辺りのですね、米の一番食べる子どもたちが食べる米についてですね、どう思っているのか、教育長よろしく願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（山口厚君）

米の値段についてはですね、ひとところに比べたら落ち着いてきているということで安心をしております。

基本的に、しかし、できるだけ安心安全な食材を選ぶ必要があると考えておりますので、そこら辺を考えながらですね、量、値段も含めて安心なものを選ぶようにいたしております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

1 番、尾上庄次郎議員。

○1 番（尾上庄次郎君）

今度値上げされた分がですね、町の補助金でされるということで本当によろしく、またよろしく願いいたします。

それからですね、2 番目につきまして質問いたします。

特に、食べ物アレルギー症状を訴える児童生徒で、食べ物アレルギーの管理システムが「あんず」ということで説明をされております。

この「あんず」についてですね、令和の 6 年度から始まったと、流れ的に始まったということで聞いておるんですけど、そこの辺りはどこから話があったのかですね、ちょっとお伺いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（山口厚君）

これはですね、元々長崎県が推奨しているシステムで、これはちょっと私記憶にありませんが、ちょっと早めに県はこれを推奨をずっとしてたんです。

若干、軽微であります。料金が発生することと、システムがちょっと栄養教諭を中心にしなければいけない形で、それ以外のものはなかなかちょっとわかりづらい部分がありました。

そういう中でですね、令和5年度に赴任した栄養教諭が、前任地でこのシステムを使っていた関係がありまして、是非これを勧めたいという、安全だからということで勧めたいという要望がありました。

1年間ですね、教育委員会の中で協議し、各学校の校長先生、それから食育担当職、給食担当の先生方と含めて、その勉強会を開きまして、実際こっちのほうは安心安全なシステムになるということで、1年かけて協議をして令和6年度から実施する運びにいたしましたものです。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

1番、尾上庄次郎議員。

○1番（尾上庄次郎君）

特に食べ物アレルギーですね、一番、こう、前はですね、何年か前はテレビとか新聞の中でも何回かですね、学校、他のところ、ここじゃないですけど、他のところからでも、テレビとかなんかも出てたんですけど、やはり親から学校とか、あまり説明しないで、何て言うんですかね、もう知らずのうちに食べさせて、アレルギー起こしてどうのこうのという形でですね、よく子どもの、何て言うんですかね、子どもの病気、病気と言えないでしょうけど、そこの辺りをよく流れを知らないでされて、結果的に病院に行かなければならないというような形になってきて、テレビとか新聞でも何回か見てたんですけど、今回こういったシステムがですね、本当に今度、今7年8年に、2年目ですけど、今まで東彼杵町でも、あまり、何て言うんですかね、父兄から、例えば子どもさんたちが病院にかかっていると、そういったたちの含めてですね、よくされて、共有ですかね、そういった病気の共有、共有をですね、されてるっちゃうことは今度、本当に喜ばしいことだったなと思っております。

特に、やはり県とかあたりもよく使ってですね、本当にシステムによるアレルギーっちゃうことで、今度、今回私としても喜ばしかったなと思っております。

今後こういったことをですね、お医者さんとか父兄、ここの辺りのですね、連絡網をよく進めてですね、頑張っていただきたいと思います。

それからですね、セレクト給食ってことの給食実施ということで、ちょっと次に質問いたします。

このセレクト給食っていうのは、以前からあったんでしょうか。ちょっとそのあたりをお伺いします。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（山口厚君）

詳しくですね、調べておりませんが、私が校長をして、彼杵小学校で校長をしておりました時にはありましたので、かなり以前からやってると思います。

前任地の川棚でもやっておりましたので、郡内でもかなり以前からやっておったと思います。

○議長（浪瀬真吾君）

1 番、尾上庄次郎議員。

○1 番（尾上庄次郎君）

特に、このセレクト給食っていうことで、給食の中でですね、たくさん作って自分たちで、子どもたちで選んで試食するという形が、自分の好きなやつを選んでするということでなって、今まではもう給食っちゅうたら、みんな一斉で、そういうことがなかったと思うんですけど、やはり、この形で話が出てきたのかですね、本当に子どもたちも喜んでるんじゃないかなと思いますけど、そのあたりの状況をお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（山口厚君）

もうこれは、子どもたちはですね、もう大喜びです。まず自分で、まず選べるっていうことが1つと、普段食べないものよりちょっとやや若干豪華で、子どもたちが好きそうなメニューが並んでおりますので、その面ではもう非常に子どもたちも良いと。

もう一つですね、先ほど5分類大体7品目と言いましたが、これ栄養素ごとに並んでおりまして、三大栄養素の部分と、それからそれ以外のデザートも含めてその前にその他ミネラルとかですね、そういうカルシウムとか何とかっていうものを含めた分に並んでおりますので、ビタミンとかですね。そこから選んでいくっていうことで、食育の観点でも非常に効果があって、自分でカロリーを計算しながら選ぶということにもなっております。

そういうのを事前に選べるということでですね、子どもたちも非常に大好きなメニューになっております。

ただ、準備として、やはり普段給食センターからも間に手伝いに一緒に来られたりとかですね、そういう手間はかかるんですが、やはりそういう思い出づくりの面もありまして、やっぱり、年に1回は実施したいという希望は持っております。

○議長（浪瀬真吾君）

1 番、尾上庄次郎議員。

○1 番（尾上庄次郎君）

私も、今、小学生とか中学生もちょっと知り合いがおったもので、その辺りでちょっと聞いてみたんですけど、喜ばしい言葉が聞こえたものですから、ちょっとこういったこともちょっと聞いてみたいなと思って質問いたしました。

これは本当に続けていって欲しいと思っております。

それからですね、今度は4番目の地場食産の活用についてということで質問をいたします。

特に、地場の食材についてはですね、今、先ほどパーセンテージあたりの話をされてですね、まず食材費の、県内の食材の使用状況っちゅうことで説明をいたします。

令和3年度、使用率が77.8%ですね、県内6位やったんですよ。その中でですね、その後、県内

の食材を頑張っして欲しいと何人かの方が質問をされたこともあります。

その中でですね、令和4年度5年度1位をとりました。それから、令和6年度がですね、何か聞いてみるところによりますと、県内3位ということでなっておるんですけど、島原と時津が食い込んできたということで、82%ぐらいの状況やったんですけど、島原と時津が食い込んできたから7年度はなんとか頑張っして欲しいということで、前回話があった時に、数字は出てなかったんですけど、どうしても頑張っして食材を頑張っしててるから、何位だったのかということで聞きましたら、県内1位ということで、本当に喜ばしく思っております。

特にですね、この県内の食材っちゅうのは、子どもたちが例えば米とか他の食材に関してもですね、例えば食べたら、やはりどこの食材なのか、やっぱり気になると思いますよ。

そいけん、まず米ですから、まず一番大きな金額にもなると言うんですけど、やはり今回、1位で頑張ったということを評価したいと思っております。

それから、小さなですね、もう1つ小さな食材で言いますとですね、6番目に書いてあるとおり、6番目に書いてあるとおりですね、食材の決算状況ということで、東彼3町、東彼杵町と川棚町、波佐見町の産物ということで書いておるんですけども、これもですね、やはりこの何年、令和4年度、令和5年度、令和6年度、令和7年度、ずっと地場産の食材を使ってもらったということでですね、報告できておりますとおりですね、特にこのごろはですね、ちょっと私も食材についてちょっと入れたりしていましたので、特に玉ねぎとか、それから玉ねぎ、みかん、いちご、牛肉ですね、これが地場の食材のということでなっているんですけど、本当にこれは徐々にですね、上がってきてですね、今回1位ということで、本当に喜ばしいなと思っております。

是非ともですね、続けていって欲しいということで、教育長のこの給食費についての考え方をよろしくをお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（山口厚君）

これは、もう尾上議員のおっしゃるとおり、安心安全な給食と地場産品の推進ということはもう今後続けていきたいと思っておりますが、1つは栄養教諭もですね、かなりそこら辺を意識して献立を作ってくれていることと、もう1つ、教育委員会の中で各学校と一緒に食育推進委員会というのを作っておりまして、食育の中でですね、色んな地場産品とか子どもたちの部分で、もちろん地場産品を使うことということと、子どもたちにもそういうことを目を向けるってということが非常に大事なことだと思っております。

その中で、食育推進会議の中でですね、夏休みに子どもたちに地場産品レシピっていうレシピコンクールというのを、地場産品を使ったレシピのコンクールをやっております。

そこで優秀賞、特に給食センターが作りやすい食事をとったものはですね、実際にそのレシピを給食に出しております。

そういうことを子どもたちも伝えて地場産品への理解と啓蒙を図っていることもあって、できるだけ、もちろん使うことばかりじゃなくて、子どもたちとか保護者も含めてですね、地場産品についての推進を今後も図っていければなと思っております。

○議長（浪瀬真吾君）

1 番、尾上庄次郎議員。

○1 番（尾上庄次郎君）

これで、給食のことにつきましてはですね、終わりたいと思います。

大きな 2 番目に入らせていただきたいと思います。

この元大楠小学校がありましたですけど、そこにですね、そこから下ったところに中尾本線ということで、最後の工事がですね、3、4 年前ぐらいかなって思ってたんですけど、その後ですね、まず 1 つ目がですね、元大楠小学校から上に行く、菅無田の下の橋の、菅無田の下の橋に、後城橋ですかね、あそこのちょうど中間ぐらいのところに道がですね、今、もうだいぶ前からですね、あそこはもう中途半端になって、そのままの状態、ちょうど私の仲間がですね、そこのちょうど問題のところに植えとらすとですね。そいけん、ちょっと聞いてみたら、なんかだいぶ相当昔に話があったけど、そこは借りとらすもんだから、なんでせんとかかなと思ってちょっとおったら、なんか印鑑が、その方が他所に行っておられないから印鑑がもらえないということでちょっと聞いたんですけど、そこの間でちょうど 1 年、1 年半ぐらい前ですかね、この印鑑をもらいに行くときに予算ば上げ、議会で上げられたじゃないかなと思うんですけど、その後どうやったんですかね。行かれたんですか、まず。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

職員がですね、名古屋まで行ってご本人にお会いされた、会われて、ちょっと説明をしまして、しかしながら、どうしても納得ができなかったということで、確かにあそこは少し狭くなって、バイクの事故が前ありましてですね、急にハンドルを切って、バイクがちょっと転倒されたということで、非常に危ない状況でしたので、私の考えとしては、なんとかできないのかなと思っております。

1 名の方はもう賛同を頂いておりますので、もう 1 名の方がどうしても納得していただけないものですから、なかなか進めない状況でございます。

また、ずっと継続してですね、向こうところ行くまでもなく連絡をちょっと中継してやりたいとは思っていますけれども。承諾を得ないとやっぱり町としても工事にかかわるわけにはいかないんですよ。

だから、そういうことで、しばらくそこは何名かの方からもだいぶお叱りを受けるんですけども、なかなかこれは個人財産でございまして厳しい状況、用地交渉ができてないという状況でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

1 番、尾上庄次郎議員。

○1 番（尾上庄次郎君）

その 2 人の方です、ちょうどあそこの田んぼがほんの 1 坪か 2 坪の三角になっとなつと、しれたもんですけど、やっぱり 2 人であそこなってるんですか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

その一筆がですね、共有名義でございますので、両者とも賛同を得ないと用地買収もできない。1人の方は良いとおっしゃってるんですけども、ちょっと都会というか、先ほど言いました名古屋のほうにいらっしゃる方が、ちょっとまだ承諾をしていただけないということでございます。で、できていないということですね。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

1番、尾上庄次郎議員。

○1番（尾上庄次郎君）

今のところわかりました。頑張って予算も上げてですね、行っていただきたいと思っております。それとですね、この次の2つ目についてですね、質問をいたします。

特に、大楠小学校の下に二ノ瀬橋ってあるですね、二ノ瀬橋の話なんですけど、もう、ここもですね、3年ぐらい前に話がちょっとあった時に、ちょうど私どもの田んぼも絡んどつとですけど、ちょうど関係した人がですね、ちょうど他のところの別のところでの田んぼとの絡みでよく会って話もしてたんですけど、ちょうどですね、今年の1月の末ぐらいやったですかね、ちょうど同級生からですね、電話があって、ちょうどなんか自分たちのなんかあって飲みよつとという形で、役場がなんで早くしないかという同級生の方から連絡があってですね、なんでことが進まないのかといお叱りも受けてですね、今回質問するようになったんですけど、前の話ん時には、あすけハウスのあつですね、あそこの横にハウス。あそこ直接ハウスのほうに持っていければという話もあったとですよ。その本人はあそこさん持っていきたいという形があって、もう一つ下からの道がですよ、もう一つ下の交差点のあいが「鞆」と言うんですね、鞆ノ原交差点って、ぐりっとなったところですね。

役場としてはそっちの道、そっちのほうに下るような方法を考えてたんですか。ちょっとお伺いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

この件につきましてはですね、私は町長になりましてからずっと交渉に行っていましたけど、なかなか承諾していただけてませんでしたけれども、今回図面が、私はこれがもう最後だとたぶん思うんですよ。国もそこまで引っ張ることができないからですね、補助金を受けなくちゃいけませんので。

そういう話をしまして、ハウスのほうのいく、そして広域農道にぶつける。そこが交差点協議って警察が必要ですので、協議が。図面を作って、建設課のほうで協議をしまして、先ほど説明しましたように、ようやく本年5月末に承諾が県警から出たものですから、それから今度用地交渉にこの6月、もうしばらくしたら入ります。一応お願いをしたんですけど、ちょうど農繁期でございましてですね、なかなか厳しい状況ですので、また、これが私はもう最後だと考えているところでございます。

もうずっと何十人も関わられてきてできなかった。私も本当、町長になってすぐ行ったんですけども、もう7年目8年目になりますけど、まだできてないというところでございますが、今回、なんとかですね、お願いをして、承諾を受ければ、先ほど説明しましたように、工事に入られるんじ

やないかなと思って期待をしているところでございますので、まずは、またもう1回私が出向きますので、そこをちょっと静観していただければと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

1番、尾上庄次郎議員。

○1番（尾上庄次郎君）

今のことでですね、わかりました。よろしくお願いいたします。

特に、同級生からはですね、本人同士がちょっと呑み方ばして、役場のなんで早くしないのかということで、役場の動きがないという形でお叱りを受けたものですから、やっぱり上のハウスのほうに道を作るのか、下からの道が何かあるのか、その辺りはちょっとわからなかったものですから。そういうことで、状況であるということであればですね、本当に頑張っていたきたいと思っております。

それから、今度は大きな3つ目です。

先ほどですね、口木議員がですね、仮称の東彼杵町工業団地の話をされた時に、ことをあそこの農協の近くですね、あそこに工業団地の話、仮称ということで、工業団地のあいがあるんですけども、そこは、まず今のところまだ進んでいないんですけど、もし実際話が決まってですね、ここのその工事が何らかの形でできて、できるとした場合にですね、特に赤木ですね、萌香園ですかね、あそこお茶やさんのあつとですけど、あそこから先ほど中尾本線の二ノ瀬橋の話ばしたとですけど、ちょうどそこまでのですね、道路上のラインがですね、もう長い間両端が消えてるんですよ、完全に。ちょうど萌香園から何て言うんですかね、最後は口木議員がですね、言われた東彼杵町工業団地のところに繋がってはいるんですけど、そこまでのちょうど中間ぐらいとですね、鞆ノ原の交差点までが完全に2か所消えているもので、何か工事があった時にですね、そこを大きな工事ですから、農道を使うと思うんですよ。

だから、そういう面では、やっぱり今、農道は草刈りなんか、よく町の方で、役場の方でしておられるんですけど、やはりラインとか、何かあった時には県なんかに相談せんばいかんとですかね。何かその辺りは、何かあった時、すみません、よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今ですね、入札をいたしております、もう既に工事の発注はもうしているところでございましてですね、工業団地の件で申しますとですね、今のライスセンターの後ろ側が計画をされているんですけども、それはもう当然この町道の改修もたぶん入ってくると思うんですよ、色んな拡張しなくちゃいけないところもですね。併せて東彼杵道路も今、要望活動してますので、今度土曜日に金子国交大臣も佐世保にお見えになりますので、私もそこに行きますので、また急いでお願いをしたいということで要望はします、道路も含めてですね。企業の形がどうなるのかもしないと綺麗にできないんですが、先ほど尾上議員がおっしゃったところはもう既に7月31日の完成予定で、工事に発注しているところでございますので、そういう形で進めていきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

1 番、尾上庄次郎議員。

○1 番（尾上庄次郎君）

今まで質問した中でですね、話がもう大体決まっているということでよろしく、まずよろしくお願いいたします。

ご手数がかかりますけど、本当少しでもですね、皆さんの仕事がですね、うまくいくごとですね、本当によろしくお願ひします。以上で、私の質問を終わりたいと思います。よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○議長（浪瀬真吾君）

これで、1 番、尾上庄次郎議員の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

明日も定刻より本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

散 会（午後 3 時 14 分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

議 長 浪瀬 真吾

署名議員 大石 俊郎

署名議員 口木 俊二